

国際農林業協力

JAICAF

Japan Association for
International Collaboration of
Agriculture and Forestry

特集：家族農業の10年（2019～2028年）

アフリカの家族農業と国際協力

ケニアにおける小規模園芸農家の気づきと儲けるための多様な選択

ーケニアでのSHEPアプローチの取り組みー

イスラーム農村における女性の活躍と生計戦略

Vol. 42 (2019)

No. 1

公益社団法人
国際農林業協働協会

巻頭言

食料安全保障と家族農業—若者との絆—

ボリコ・ンブリ・チャールズ …………… 1

特集：家族農業の10年（2019～2028年）

アフリカの家族農業と国際協力

勝俣 誠 …………… 2

ケニアにおける小規模園芸農家の気づきと儲けるための多様な選択

—ケニアでのSHEPアプローチの取り組み—

瀬尾 逞 …………… 10

イスラーム農村における女性の活躍と生計戦略

高木 茂 …………… 23

論説

WTOの現状と将来

東 久雄 …………… 32

世界の農政

中国の農業政策

池上 彰英 …………… 39

JAICAF ニュース

掲載記事の投稿について …………… 50



食料安全保障と家族農業—若者との絆—

国際連合食糧農業機関（FAO）駐日連絡事務所 所長
ボリコ・ンブリ・チャールズ

「家族農業の10年」は、FAO（国際連合食糧農業機関）とIFAD（国際農業開発基金）を担当機関として、2014年の国際家族農業年の後、2017年10月に提案、同年12月の第72回国連総会で2019～2028年にわたる「国際の10年」として採択された。先ごろ5月末には、ローマで国際会議と発足式も開催され、正式にスタートしたところである。

世界の食料生産の80%以上が家族農業から生産される点だけでも、食料安全保障の確立と貧困・飢餓撲滅における家族農業の貢献は多大である。家族農業の実践は、バランスの取れた食生活、農業の生物多様性と天然資源の持続的利用に寄与しつつ、食料生産の知識や技術移転や伝統的な食料生産の継承を意味する。

社会・経済や環境・文化面でも、自ら食料を生産することで食べ物の有り難さを学び、食料ロス・廃棄の減少へとつながる。家族とともに作業をすることでその絆は強まり、その地域の特性に基づいた農業活動・食料生産を通じた生物多様性の保全、さらには持続可能な開発に連なるのである。

このような家族農業の発展には、受け継ぐべき若者の参画が必須である。それは「優しさ」や「かわいそう」といった感情論ではなく、次世代への家族農業を担うための不可欠な要

素としてである。高齢化が日本だけではなく他の国々でも進む中、新しい力・技術・エネルギーを注ぎ込める若者達の家族農業への参加、その絆をパートナーシップとして拡大し、持続可能な発展へとつなげていく必要がある。

残念ながら、若者の家族農業への参画を促進するには、いまだ条件が整っていない。生産資材の入手や科学技術、その技術の普及に必要なサービスは行きわたっておらず、金融・市場等へのアクセスにも問題がある。農村のインフラ整備は遅れており、気候変動の影響の矢面に立つ脆弱性が家族農業の大きな課題である。農業生態的条件や地理的特徴はさまざまであり、ケースごとの対応がなされる必要がある。

減少を続けていた世界の飢餓人口は、2015年以降再び上昇に転じ、いまだ8億2000万人以上が飢えに苦しんでいる。2030年達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）、そのSDG 2ゼロ・ハンガーがこのような大きな課題に直面している中で、食料生産の大部分を担う家族農業の重要性の更なる認識が必要だ。それぞれの地域の特徴に応じた支援策を策定・実行し、若者の家族農業への参画が進む環境を整備しなくてはならない。そうした家族農業の持続的発展、ひいては世界の持続的発展のためにも、若者との絆、そして我々のような担当機関だけではなく、あらゆる関係者との連携・協力が不可欠である。

BOLIKO, Mbuli Charles: Food Security and Family Farming - KIZUNA with the Youth.



アフリカの家族農業と国際協力

勝 俣 誠

はじめに—アフリカ地域の家族農業を取り巻く国際環境の 2000 年代の変遷

2017 年の国連総会は「家族農業の年」が 2019 年から 10 年延長され「国連家族農業の 10 年」とすることを全会一致で可決した。しかし、「家族農業」が国連総会の場でいわばキャンペーンとして取り上げられたのは今回が初めてではない。すでに 2012 年、国連総会の場において 2014 年を「国際家族農業年」にすることが決定されていた。この国連総会の決議には法的拘束力はない。しかし、世界の 200 カ国に近い国連加盟国が論議の上、議

決された課題と真摯に取り組むことは加盟国の国際的道義であろう。本稿はアフリカ地域に焦点を合わせ、家族農業がなぜ今日この農業活動の主体として改めて注目され、重視されるべきかの背景とそれに対する日本の国際協力の方向性を示唆することが目的である。まずは 2000 年代のアフリカ農業活動はいまだ構造的な 2 つの特徴を持っていることを指摘しておこう。第一は農業経営の 8 割は 2 ha 以下の小規模家族経営であり、これらが食料生産の多くを担っていることである。もう 1 つは、食料生産に関して、国内需要を満たすには不十分で、大量な穀物輸入に頼る国が少なくないことである。こうした基本的特徴の下で、2000 年に入るや折からの BRICS¹ の急成長に伴う資源ブームと、2001 年の中国の世界貿易機関（WTO）加盟で加速する海外での大規模資源調達の一環としてのアフリカ進出が新たな与件として登場する。2003 年のアフリカ首脳会議では CAADP（Comprehensive Africa Agriculture Development Programme；アフリカ農業総合開発戦略）という、通称「マプト宣言」と呼ばれる計画が国連食糧農業機関（FAO）のイニシアチブで策定された²。

さらに 2007 年末から 2008 年初頭にかけては西アフリカ諸国を中心に輸入穀物価格と燃料価格の高騰により都市部では大規模な抗議行動が起こり、各国政府はその対応に追われ

KATSUMATA Makoto: Family Farming and International Cooperation for Africa.

¹ BRICS 4 カ国（ブラジル、ロシア、インド、中国）に南アフリカ共和国を加えた 5 カ国の総称。

² 2001 年にアフリカ元首による実行委員会発足会合で策定された NEPAD (New Partnership for Africa's Development、アフリカ開発のための新パートナーシップ) は農業を重要な開発部門の 1 つとして位置づけ、①食料増産による貧困削減、②農地および水資源管理、③研究成果の技術移転、④インフラ整備と市場アクセス拡大を政策目標にした。同じくこのマプト宣言では、アフリカ各国が 2008 年までに予算の 10% を農業に振り向けることを目標とした。この CAADP 採択後、アフリカ 48 カ国において、国別中期投資計画（NMTIPs: National Medium-Term Investment Programmes）とそれに基づく 192 の投融資可能計画（BIPPs: Bankable Investment Project Profiles）が策定された。FAO 駐日連絡事務所、アフリカと FAO。http://www.fao.org/japan/portal-sites/africa/africa-and-fao/en/ (2019 年 6 月 10 日閲覧)

た。この食料危機はこれら諸国の対外依存度と国内食料生産システムの脆弱さをあらためて浮き彫りにし、先進国サミットでも取り上げられた。

2009年には、アフリカなどでの大規模土地取得によって生産者が立ち退きを強いられたり、土地・水などの生活資源へのアクセスが困難になったりしているとの警告がFAOによってなされ³、食料安全保障問題に農地という自然資源の利用形態をめぐる政治社会問題が加わった。このようにアフリカの家族農業を考えると、2000年代に入ってもこの大陸の食料・農業問題はいまだ深刻であるといわざるを得ない。実際、FAOの「世界の食料安全保障と栄養の現状 2019年」⁴での発表によれば⁴、2018年の世界の栄養不足人口は8億2000万人に達したとし、サハラ以南のアフリカでは、人口の22.8%に達しているとしている。

1. 家族農業を取り巻く新しい現実

「家族農業の10年」はこうした危機感の下で始まった。現代の世界における「家族農業」の重要性についてはFAOなどの国際専門機関が豊富な資料を駆使して、数々の報告書を世に出してきているが⁵、本稿では家族農業という経営形態をなぜあえて支援・拡充しなければならないのかという根拠を、現代アフリカ諸国の現実を踏まえて示唆してみたい。

1) アフリカと南米の歴史的相違

まず第1に、直視しなければならない現実

³ 日本語による本報告の概要は、FAO 駐日連絡事務所 2009年5月プレスリリース No.135)

⁴ <http://www.fao.org/state-of-food-security-nutrition/en/> (2019年7月22日閲覧)

⁵ たとえば、国連世界食料保障委員会専門家ハイレベルパネル (2014) があげられる。

は経済のグローバル化がこの地域に浸透するにつれて、土地という自然資源が政治・社会問題化してきていることである。南米ではすでに16世紀、大航海時代に始まったヨーロッパによるグローバル市場ネットワークに組み込まれる中で、この大陸や島々の土地は征服され、奴隷労働を使用したプランテーション農業が拡大していった。これに対してヨーロッパ列強による、主として軍事征服の結果としての植民地化が19世紀末になって開始されるアフリカ地域では、プランテーション農業は早くから入植を開始した南アフリカや南ローデシア（現ジンバブエ）などの一部の地域を除いて主要な経営形態にならなかった。圧倒的農業経営形態は家族農業であった。人口増加に伴う土地の希少化現象は農村の土地の共同体的維持・管理から私有権による土地占有に移行する際の社会紛争をどう回避するかがしばしば土地問題の課題であった。しかし、2000年代に入って前述のFAO報告が警告したように、大規模な農地利用・取得を強大な資金力・技術力をすでに有する外国企業（BRICSなどの新興国を含む）が手掛けようするに至って、従来の「共同体的土地利用 VS 私的所有権の確立」という国内問題に加えて「小規模家族農業 VS 外資による大規模農業開発」という新たな国際化した問題が登場してきたのである。すなわち、いまだ貧困層が集中する農村部での圧倒的生計維持モデルたる家族農業をアフリカ政府はどう位置づけ、その将来をどう展望するかという個別の農業政策論を超えた国の富の形成をどんなプロセスで実現するかという発展モデルが今や問われている。

2) 若者層の離村願望

もう1つのアフリカの家族農業を取り巻く

新たな現実、加速化する都市化と若者の離村願望である。すでに多くの報告が指摘するとおり、生産年齢人口の大半を占める若年層の多くがまともな仕事 (decent work) につけず、都市インフォーマル・セクターと呼ばれる統計上把握されにくい社会空間で日々のやりくりをしなければならないという現実である。

欧米、NIES (新興工業経済地域) や BRICS などの国々はほぼすべて産業化が都市化を促進し、農村の過剰人口を吸収していったプロセスを経てきたが、現代のアフリカ諸国はこのプロセスがいまだ明確に観察されていない。産業化なき都市化現象の中で農村はいまだ近代化が遅れている部門として取り残されている。かくして多くの貧困調査は貧困層の多くが農村部に集中している結果を報告している⁶。

さらに、この若者の離村傾向はグローバル化する経済の生む文化が基本的には先進国の都市文化・流行を主な参照モデルとしているため、都市文化がスマートフォンの普及とともに SNS で拡大・増幅している文化現象も見落とせない。この状況下では農村やそこではぐくまれてきた村落共同体が持つ従来の価値観は後景に押しやられ、都市中心価値が憧れの対象となる。かくして若年層の出稼ぎや移民願望は強まっていく。

3) 出稼ぎのミクロ戦略

こうした新現象をいまだ多くのアフリカ諸国と同様、家族農業が9割以上と圧倒的な西アフリカのセネガルの現状から見てみよう。

⁶ 世界銀行の支援した各国の貧困削減レポートを参照。

⁷ 1 ユーロ = 655.957CFA フランの固定為替レートで、100CFA フランは2019年7月で約1.85円。

同国の農業就業人口は農村部人口の6割を占めている (FAO 2019)。主として首都ダカールに隣接した野菜栽培地域とコメなどの換金作物を灌漑で栽培する北部のセネガル川流域などで外部の季節雇用労働の利用が見られるがいまだ多くない。ただ近年、SNS の普及で農村部の若者の離村傾向は加速化しているようである。

ラッカセイ栽培を主要生計源としてきたセネガルの典型的な地域であるラッカセイ主要栽培地域 (Bassin arachidier) 北部での現地調査報告はこうした家族農業内での新たな傾向を教えてくれているので、簡単に紹介しておこう (Ibrahima, Cheikh 2014)。

同地域の降水量は豊富とはいえず、干ばつなどの異常気象の影響を受けやすく、またラッカセイ栽培・販売の公的支援も構造調整の緊縮財政がもとでほぼなくなり、家族農業だけで家計が維持できない家族メンバーによる出稼ぎが家計補助策として一般化してきた。最近の調査ではこの地域の出稼ぎの半分が運輸業、35%が小売業、7%が手工業であった。

この出稼ぎは、とくに若者によって担われ、最近の形態としては以下の現象が観察されるとしている。

- － 大西洋沿岸部への漁業関係の作業員および都市近郊野菜栽培の労働への出稼ぎ。かつては農繁期になる雨期に故郷へ戻り家族の農労働を手伝ったが、今では帰村しない定住傾向がみられる。
- － 職を身に着けるための都市出稼ぎ。都市インフォーマル・セクターの見習いとして働き、2000～3000CFA フラン⁷の日当を得る。その一部は家族に仕送りする。また家族にとっても子が出稼ぎで食い扶持が減る。



写真1 セネガル沿岸地方の小農家族による馬耕風景(2009年雨季撮影)



写真2 イレールによる中耕・除草作業。後景はアカシア系樹木による防砂林(同左)

- ー 女子の場合、主として都会での家事労働への出稼ぎ。それ以外に飲食店や洗濯もある。月給は7500～2万5000CFAフラン。
- ー ヨーロッパへの出稼ぎ。この場合、個人決定というより家族内で最も有能とされるメンバーが選ばれ、家族全体で出発費用を負担して送り出すという形態をとる。これはいわば人的投資で、投資資金捻出は家族の蓄え、保有家畜の換金化や借金などで調達される。

これらの家族農家メンバーの農外活動の現状からみられるのは、農村を起点として形成されてきた相互扶助網が時々に応じて柔軟に対応しているマルチビジネス型兼業農家である。そしてその運営は弱体化が進行しているものの、いまだ無視できない影響力を有している世帯主の権威を中心に構成される、いわばプラットフォーム型ビジネスモデルともいって過言ではないだろう。

2. 家族農業の多面的重要性

さて、家族農業の重要性を論じるとき、しばしば大規模農業よりも経済効率が高いとい

う点が指摘されるが、現代アフリカの文脈では、経済効率のみでこの地域の家族農業を評価してしまうと、この在来の小規模農業形態が持つ現代も有する社会的役割がかすんでしまう。

その役割の根拠を4点示唆しておきたい。

1) 伝統的セーフティネット

まず第1に、アフリカの家族農業は貧困の悪化をくい止める伝統的セーフティネットの役割を果たしてきたことである。たとえばセネガルの場合、伝統的に農家家族とその所属するコミュニティは自家消費用のミレット(パールミレット)と輸出向け換金作物のラッカセイという目的の異なる2つの作物の作付けを天候や市場価格から判断して組み合わせてきた。これは換金作物の市場価格が暴落しても家族や村落共同体の生存を直接維持する食料は確保でき、食料危機はとりあえず回避できるからである。歴史的には1930年代の世界大恐慌のあおりで国際商品としてのラッカセイ価格が暴落した際、農民はラッカセイ栽培を放棄して、ミレットの栽培面積を増やす生き残り戦略をとりだした。フランス本国の油脂産業の原料となるラッカセイの集荷が

困難になった当時の植民地当局は、いかにしてラッカセイ栽培のインセンティブを農民にもたらすか腐心した。

この自営農民の持つ対外不安定要因に対する強靱性ないし抵抗力を筆者に教えてくれたのは東南アジアの事例だ。1980年代半ば、筆者が数年にわたり日本とフィリピンのNGOスタッフとともにネグロス島に通ってサトウキビ・プランテーション中心のこの島の貧困問題を調査する機会を持ったことであった⁸。砂糖価格の国際的暴落で、プランテーションのオーナーは農業労働者を大量に解雇しだした。これらの日雇いの農業労働者は自給の農地を持たず、食料のコメは専ら市場で買い求めている。したがって、現金収入源を失ったこれら労働者とその家族は栄養失調にまで至る「飢餓状態」にさらされた。フィリピンは当時マルコス長期政権崩壊に至る国民の民主化運動に直面していたが、このサトウキビ王国と呼ばれたネグロス島ではこれらの農業労働者がどのような土地改革によって農地を取得し、自営農になれるかが重要な政策課題となっていた。

かくして、いまだ産業が未発達で、公的農業支援体制が先進国のように極めて不十分なアフリカでは、自営農業がこのような農業労働者（土地なし農民）に転落しないためには、この農業経営体が持つセーフティネット機能をどのように維持・拡充できるかが現実的課題となるのである。

2) 家族農業は生産者の組織化を通じて持続可能になる

第2に指摘しなければならないのは、アフリカの家族農業の存続と繁栄のためには各農家がそれを取り巻く国内的、国際的環境の変化に対して自分たちが知らない間に不利な状況を押し付けられないように組織化することが不可欠ということである。昨今、最後の市場フロンティアといわれることもあるアフリカ地域に対しても、域外自由貿易協定でより高い経済成長できるというシナリオで様々な交渉が政府間で活発化している。しかし、アフリカ側の生産者にとってどんなインパクトがあるのかを生産者自身が判断し、その声を政治的に反映させるには農業協同組合のような生産者による組織体が不可欠である⁹。家族農業の存続と繁栄のためには組織化を通じた公共政策に対する交渉力の確立という権利アプローチが不可欠である¹⁰。

3) 公的支援の必要性

第3に指摘できるのは、家族農業を維持・反映させていくにはアフリカ各国の公的支援が不可欠ということである。確かに冒頭引用した2001年の「マプト宣言」でもアフリカ各国での2008年までに予算の10%を農業に振り向けることを目標とした。2005年から2009年までを対象としたヨーロッパの開発政策経営リサーチ機関による委託フォローアップレポートによれば¹¹、セネガルではこの部門の項目で消化された予算割合は平均9.7%と10%に近いアフリカ諸国のカテゴリーに分類され、エチオピア、ガーナ、マリ、

⁸ ネグロス島での調査・研究報告は、勝俣誠（1989）および西川潤、日本ネグロス・キャンペーン委員会編（1991）を参照。

⁹ 筆者はすでにセネガルを事例にとり、勝俣誠（2012）にその経緯、運営形態、実態を紹介した。

¹⁰ この権利アプローチについては、小規模家族農業ネットワークジャパン編（2019）が参考になる。

¹¹ Ten Years After the Maputo Declaration on Agriculture and Food Security: An Assessment of Progress in West Africa, Senegal. http://roppaafrique.org/IMG/pdf/senegal_rapport_kf.pdf（2019年6月10日閲覧）

ブルキナファソなどとともにほぼ達成している。ちなみに、西アフリカの巨人ナイジェリアはこの投資比率が5%から10%以下のアフリカ諸国に分類されている¹²。したがって、マプト宣言目標がほぼ達成されたといえ、土地生産性改善策としての肥料などの投入財補助予算が突出していて、生産者への技術支援予算は微々たるものであった。同レポートでは家族農業を在来技術体系に放置しておくのではなく、投入財の地域生産から生産物の貯蔵、流通、加工までの生産プロセスの構造転換を政策の根拠とすべきで、その際、いまだ大半が非識字者である農民の人的資源の大胆な改善なくしてありえないと、生産者に対する技術支援の重要性を強調している。

¹² Ten Years After Maputo Declaration on Agriculture and Food Security: an Assessment of Progress in Nigeria. https://roppaafrique.org/IMG/pdf/nigeria_maputo_study_draft_final_report__kf2.pdf (2019年6月8日閲覧)。

¹³ Jacques Berthelot 著、Le Monde diplomatique 2017年10月号の日本語版 <http://www.diplo.jp/articles17/1711-07agricultureafricaine.html> (2019年6月10日閲覧)。

アフリカ大陸内の経済統合促進の一環として、今年5月、アフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)設立協定がアフリカ連合(AU)加盟国22カ国の批准によって発効した。この域内市場が実現すればアフリカ連合55加盟国(サハラ・アラブ民主共和国を含む)から巨大市場が生まれ、国連アフリカ経済委員会の試算によれば、2020年までに貿易額を52%増加すると期待される(JETRO 2019)。

¹⁴ 第68回国連総会で、2015年を「国際土壌年(IYS2015)」とすることが正式に決められた。その目的は食料安全保障や気候変動への適応と緩和、本質的な生態系サービスや貧困撲滅と持続可能な開発において土壌が担っている大きな役割に対し十分な承認を得ることである。この役割をアフリカの現実から実現できるのは一義的には家族農業であろう。FAO 駐日連絡事務所「国際土壌年について」<http://www.fao.org/japan/portal-sites/pulses-2016/2015/en/> (2019年7月22日閲覧)

長らく欧州の農業政策分析を専門としてきたエコノミストのジャック・ベルトロは2017年、欧州連合がアフリカ連合と進める自由貿易協定がアフリカの農業と生産者に対する公的支援とアフリカ域内協力の重要性を以下のように指摘している。

「持続可能な経済統合は、(とくに大陸の各地域内の)加盟国間における明確な再分配政策なしには不可能であり、これには多額の予算と最低限の政治的統合が前提となる。時期尚早な自由貿易の開始は、補償なしでは家計、企業、そして最も貧しい地域を周縁に追いやるだけであろう¹³」。

4) 持続可能な地域開発

最後の第4点は家族農業こそ地球環境に過度の負担をかけず、持続可能な地域開発を可能にする経営主体ということである。2018年末ポーランドでの国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)では、地球温暖化を産業革命以前との比較で2℃をはるかに下回る水準に抑えることを目指す2015年のパリ協定の実施に向けて踏み出すガイドラインが採択された。しかし、いまだ「産業革命」どころか「農業革命」の到来の有無が論じられるアフリカ地域では、異常気象の頻発など地球温暖化のマイナス面だけ確実に被っている。たとえば、先進国で最近展開されているプラスチック買い物袋の廃止運動とアフリカの農業生産者の直面する環境劣化は地球レベルでの持続可能な世界を目指す目標を共有しても同じ次元で論じられない。前者は対処する技術的、資金的手段を持っているが、アフリカ諸国政府とその国民にはその余裕はほぼない。他方、地域の自然資源に強く依存するアフリカの家族農業にとって土壌の劣化¹⁴や、相次ぐ干ばつによる水源枯渇は生存

基盤そのものを脅かす死活問題である。したがって、近年の民間企業主導の大規模農業開発投資において常に進出対象地域の住民の生存権と自然環境の保全が争点となるのは、投下資本の効率化を一義的に追及する投資家と土地に住み続けてきた農家の利害は必ずしも一致しないという点である。投資家にとって農地は単なる生産手段で、採算が取れないと判断すれば転売し、また投機対象としての土地は価格が高騰すればやはり転売するのが通常である。家族農業を支えるキーワードは地域性と当事者主権である。地域環境を日々生き、それを生業とする生産者にとって地域は単なる生産手段でなく、生活文化環境でもある。その保全や改善を政治的に反映させるプロセスは優れて民主的に運営される住民主権に他ならない。

むすびにかえてーアフリカの家族農業と日本発の国際協力

以上、アフリカにおける「家族農業の10年」をセネガルの事例などを基にその経営形態の持つ現代的意味を示唆してみた。もっともアフリカの家族農業といっても一国内でさえも、歴史的にも地理的にも実に多様で画一的なマクロ統計アプローチのみによる農業分析には裏をとって、注意深く探る必要があろう。具体的な国際協力としての支援策もそこから出発して、家族農業が直面する課題に答えなければならないであろう。ただその際、国民が納得する対アフリカ農業支援の原則はしっかりと押さえておく必要があろう。この点に関してはすでに本誌の第39巻第4号(2017年)の巻頭言で「日本の『農民政策』の理念をアフリカ支援に」と題して寄稿する機会が

あった。そこで強調したのが、第二次世界大戦後の日本農業の近代化は、かつて貧困の代名詞とされた小農に対して小規模家族経営の基盤たる農地を制度的に確保し、公的支援による生産性の向上と生活向上を政策目標としてきた」という点であった。農政論から見れば、「この政策は『農業政策』というより、何よりもそれを担う生産者の生活向上に焦点を合わせた『農民政策』ともいえるべきもので、日本が、小農をターゲットとしたこの過程で確立した多様かつ豊富な技術協力によって、アフリカのようないまだ膨大な農村貧困人口を抱えながら自国の農業支援予算が不足する地域に大いに貢献してきた」という点である。したがって、今回の「家族農業の10年」は「農民政策の10年」と換言しても、国際協力の理念からは同じである。

参考文献

- FAO 2019. <http://www.fao.org/family-farming/countries/sen/en/>
- Ibrahima Hathie, Cheikh Omar Ba 2014. L'agriculture familiale à l'épreuve de la sécheresse et de la libéralisation au Sénégal. *in* Diversité des Agricultures familiales,
- Exister, Se Transformer, Devenir. Ed. Quae, 2014, pp. 199-212.
- JETRO 2019. アフリカ大陸自由貿易圏が発効目前(エチオピア、アフリカ). ビジネス短信, 2019年4月5日.
- 勝俣誠 1989. カナダー対ネグロス援助はなぜ失敗したか(援助という逆説) <特集>; 報告 援助する側される側. 世界, 岩波書店, 1989(10): pp.92-96
- 勝俣誠 2012. 西アフリカの農業生産者組織の

- 現状と課題. 国際農林業協力, 35 (3): 34-43.
- 国連世界食料保障委員会専門家ハイレベルパネル 2014. 家族農業が世界の未来を拓く: 食料保障のための小規模農業への投資. 家族農業研究会・農林中金総合研究所 (共訳). 農文協.
- 西川潤・日本ネグロス・キャンペーン委員会編 1991. 援助と自立: ネグロス島の経験から. 同文館出版.
- 小規模家族農業ネットワークジャパン編 2019. よくわかる国連「家族農業の10年」と「小農の権利宣言」. 農文協ブックレット. 農文協.

(明治学院大学 名誉教授)



ケニアにおける小規模園芸農家の気づきと儲けるための 多様な選択—ケニアでの SHEP アプローチの取り組み—

瀬 尾 逞

はじめに

ケニアには450万の小規模農家世帯があり、ケニアの農地の90%は小規模農家が耕作している。また、ケニアの農業全体の生産量の63%は小規模農家¹によるものであり（MoALF&I 2019）、食料安全保障を考えるうえでも小規模農家による農業生産が重要である。さらに、2019年から2029年の同国農業畜産水産灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries and Irrigation of the Republic of Kenya：MoALF&I）の中期戦略（Agricultural Sector Transformation and Growth Strategy 2019 - 2029）で掲げられている9つの優先課題の第1コンポーネントとして小規模農家、牧畜民、漁民の収入向上が挙げられており（MoALF&I 2019）、政策的にも小規模農家の生計向上が優先的な取り組みとなっている。

また、2016年のKenya Economic Surveyによると、農業の中でも園芸は酪農、紅茶に次ぐ経済的リターンのあるサブセクターであ

ることが示されており、2016年の園芸生産は2160億ケニアシリング（ksh）²に上る（HCD, AFA 2016）。酪農や紅茶と比べ初期投資が少なく済む園芸農業は、小規模農家にとって参入しやすい事業であると考えられる。その一方で小規模農家は多くの場合、生産技術やその販売、流通などに問題を抱え、十分な収入を得られていない。

このような課題に対応すべく、農業畜産水産灌漑省とケニア農業食料公社園芸作物局、独立行政法人国際協力機構（JICA）はSHEP（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）アプローチを使ったプロジェクトを「小規模園芸農民組織強化プロジェクト（SHEP フェーズ1：2006～2009年）」、「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP：2010～2015年）」、「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト（SHEP PLUS：2015年～現在）」と3代にわたって実施してきた（表1）。

本稿ではまず、これら3代にわたる技術協力プロジェクトで使ってきたSHEPアプローチ（Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion アプローチ）の特色を紹介し、小規模農家の多様な選択と儲けを増やすための取り組みを考察し、最後に家族農業の10年を見据えて小規模農家にどのような支援を考えるべきか提案したい。

SEO Taku: Awareness and Diverse Choices in Farming Business of Small Scale Horticultural Farmers - Experiences in SHEP Approach Based Extension Activities in Kenya -

¹ 小規模農家の圃場面積は1.2エーカー（約0.5ha）から12エーカー（約5ha）程度（MoALF&I 2019）

² 1ksh=1.03円（2019年7月26日時点、参照：<https://www1.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>）

表1 ケニアにおける SHEP アプローチを使った技術協力プロジェクト

実施期間	プロジェクト名
2006～2009年	小規模園芸農民組織強化プロジェクト (SHEP フェーズ1) Smallholder Horticulture Empowerment Project
2010～2015年	小規模園芸農民組織強化振興ユニットプロジェクト (SHEP UP) Smallholder Horticulture Empowerment Promotion Unit Project
2015年3月～	地方分権下における小規模園芸農民組織強化振興プロジェクト (SHEP PLUS) Smallholder Horticulture Empowerment Promotion Project for Local and Up-Scaling

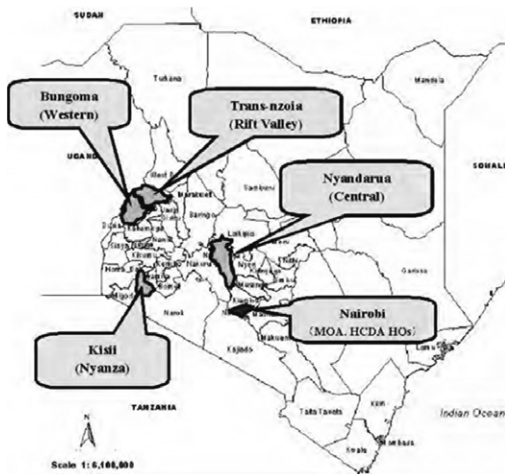


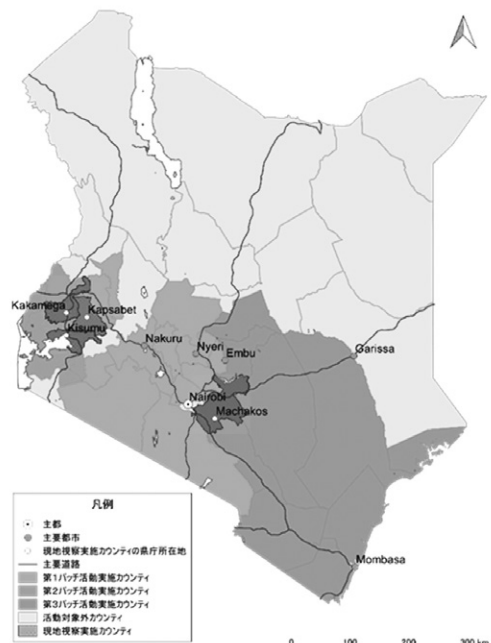
図1 SHEP フェーズ1対象県

出典：ケニア共和国小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP) 終了時評価調査報告書 2009

1. JICAによるSHEPアプローチを使った小規模園芸農家支援

1) 技術協力プロジェクト

2006年から2009年まで、SHEP フェーズ1ではウェスタン地方、リフトバレー地方、ニャンザ地方、セントラル地方の公的農業普及員の能力向上を通じて113農家グループ、2030農家を支援した(図1、MoA & JICA 2009)。2010年から2015年まではSHEP UPがSHEP フェーズ1の成果を面的に拡大するため、SHEPアプローチに基づく農業普及の



終了時評価調査 調査位置図

図2 SHEP UP 対象カウンティ

出典：SHEP UP

支援をフェーズ1で対象とした4地方に加え、イースタン地方、コースト地方の合計6地方で、550農家グループ、1万3809農家に対して行った(図2、MALF & JICA 2014)。そして2015年から現在まで実施中のSHEP PLUSでは、SHEP UPの対象であった6地方の188農家グループ、4332農家³を対象として活動を行っている(図3)。

2) SHEP アプローチ

SHEP アプローチは農家グループを研修す

³ SHEPアプローチに基づいて実施される一連の研修の対象となった園芸農家数。

る際に用いられる農業普及手法の1つで、SHEP フェーズ1で園芸作物所得に着目した研修パッケージが開発された。同研修パッケージは、農業普及を通じて「作ってから販売先を探す」という小規模農家に多く見られる生産活動を「売り先を見つけてから売れるモノを作る」ように農家の考え方と行動に変化をもたらし、小規模農家の園芸所得を増やす事に成功してきた。対象となる農家層は、商業的大規模園芸農家と自給自足程度の生産をしている園芸農家の間に位置するケニアの園芸栽培の大多数を占める小規模農家たちである。SHEP フェーズ1で開発された研修手法はSHEP アプローチと呼ばれ、その後継のSHEP UPとSHEP PLUSでも中身の改良を行いつつ、基本的な研修パッケージを踏襲し

た農業普及を実施してきた。研修はToT (Training of Trainers) 方式を基本とし、普及員の学んだ内容が農家グループに指導される⁴。また、SHEP アプローチの研修は、日本が長らく携わってきた技術協力の肝であるキャパシティデベロップメント(「人づくり」、CD)と、自家消費でないビジネスとしての農業の推進を組み合わせている(Aikawa 2013)。

SHEP アプローチの特徴的な考え方には、「①農家が市場情報の非対称性を緩和するノウハウの伝授」と、「②自己決定理論(内発的動機づけ)に基づいた一連の活動の設計」の2点がある(図4)。

3) 農家自身による情報の非対称性の緩和(ダメされない農家)

1つ目の特色である情報の非対称性の緩和については、農家と買い手、またその他の関係者の間にある情報のギャップを農家自身が軽減できるように、プロジェクトが普及員に市場調査の研修をする。この方法は、短期的な成果を求めて、第三者が農家に代わりマーケティングを支援したり、市場情報を収集・提供したりするよりも、農家が自ら取り組むことができるという視点で、時間はかかるものの持続的であるといえる。ケニアでは、市場へのアクセスやバリューチェーン支援に向けて、スマートフォンなどを活用した市場情報を公開するようなサービスの提供が昨今のトレンドとなり、小規模農家をターゲットにしたアプリやウェブサイトも数多く立ちあがっている。ただし、革新的な情報技術の開発がケニア社会全体で求められる中で、市場情報の収集・公開サービスでは収集したデータの精度や、収集の頻度が低いことは課題の1つとされている(Shepard 2000)。また、ICTを活用した小規模農家の販売には、バイ



図3 SHEP PLUS 対象カウンティ

出典：SHEP PLUS

⁴ 研修の一部には、メンバー農家代表が普及員と一緒に参加するものもある。

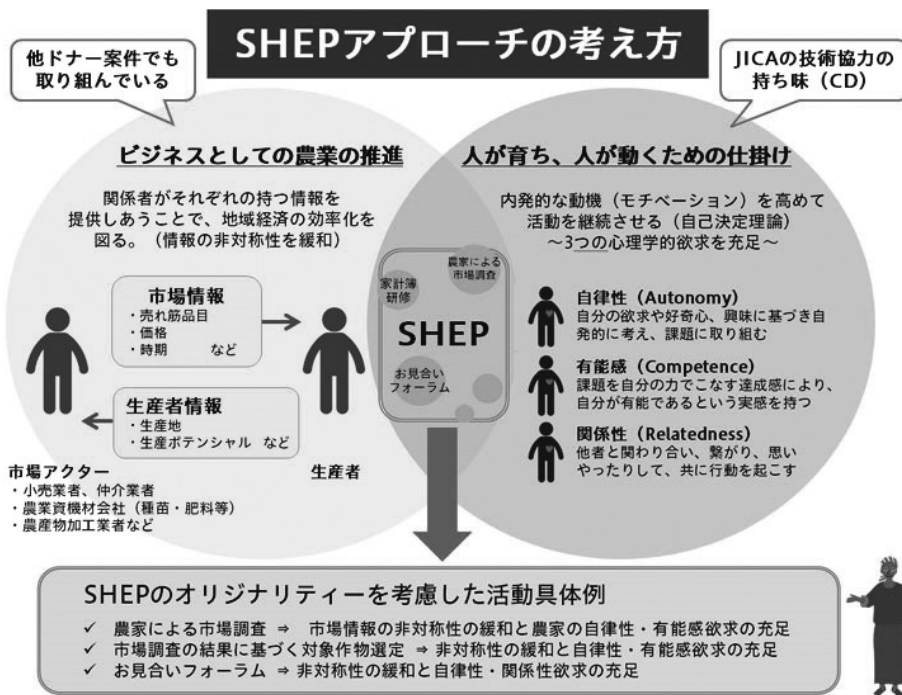


図4 SHEP アプローチの考え方

出典：JICA ウェブサイト「SHEP アプローチと広域化について」

ヤーによる農家の信頼形成という課題もある。これは小規模農家の生産技術や品質に関する理解が十分でないために、実際に作物を見ないと買い取りができず、中間業者やブローカーによる介入に頼らざるを得ない状況があるとされる (USAID 2013)。これも、農家と買い手の間に存在する情報非対称性が影響しており、小規模農家が ICT 情報を信用・活用していくためのハードルはまだ高いといえる。

結果として、園芸作物を生産・販売している小規模農家の多くは、収穫時期に現れる業者を販路として頼っている場合が多く、販売先の選択肢が限定的である。プロジェクトが支援した小規模農家グループは、SHEP アプローチの研修後、定期的に市場情報を収集す

るようになる。以前は、収穫期に現れるトレーダーにその時々作物を売っていたが、市場調査を自分たちでするようになってからは、5人の小売業者を常連とし、収穫時期や価格等について事前に電話で連絡を取り合って確実な販売を継続している事例もある (JICA 2016a)。

農家自身が情報の非対称性を緩和できるようになるために、SHEP アプローチで研修する市場調査のツールは農家に使いやすいように作られている。農家グループの代表が市場に行き、①市場で出会う売り子の名前、電話番号、②売り子が扱っている青果物の種類、③扱っている青果物に求められる品質・特性 (色、サイズ、種類など)、④単価、⑤必要な量と頻度、⑥支払方法と期日、⑦単価が一番

上がる時期、⑧農家グループから買い付ける意思の有無、などを聞き取る。さらに農家グループは学校、病院、ホテルやスーパーマーケット、加工業者など、農家から青果物を買っている顧客になり得る施設や企業にも同じ聞き取りを行う。農家が自身で市場の情報を直接仕入れることで、販売にかかるリスクを減らすことができ、どこで収穫物を売るか、提示された買い取り値が市況に照らし合わせて公正なものか判断することができ、端境期の生産や生産する作目の切り替えをすべきか否かを検討できるようになる（Shepard 2006）。プロジェクトでは、研修を受けた普及員と農家代表が自分たちグループに戻り、調査結果に対して投票で作物を選定する作業も研修している。

4) 内発的動機づけ（自分で選び、決める）

第2の特色である「自己決定理論に基づいた内発的動機づけ」には、自律性や関係性、コンピテンスという3つの自発的な行動の基本欲求が存在し、より高い学習成果を得るための学ぶ意欲を引き出すうえで必要不可欠とされる（Niemiec and Ryan 2009）。3つの欲求の1つである自律性とは、自らの意志で行動していると認識したいという欲求で、「やらされていると感じたくない」欲求である。関係性とは、他の人たちと良い関係を構築したいという欲求である。コンピテンスとは「自分の周囲の環境と効果的に相互作用する能力」を指し、物事を思い通りに遂行したり、

遂行する能力が上達できたりした時の、ある意味での「手応え」に支えられる（JICA 2016b）。SHEP アプローチでは、活動に携わる農家や普及員の動機づけに注目し、一連の活動を組み立てている。

自律性に関して一事例を挙げると、SHEP の研修を受け、自分たちで選んだ作物の栽培・販売に取り組んでみたものの、収益がうまく上がらなかった農家グループがあった。ところがこの農家グループは、その次の作期に自分たちの失敗について見直したうえで再度市場調査を行い、作物を選びなおし、別の作物を栽培し、収益を上げることに成功した。誰かに「儲かるから」と勧められた取り組みで収益をあげられなかった場合、大抵の農家は騙されたことに不満をいうだけで、次のシーズンに新しい作物を栽培するようなチャレンジに躊躇しがちであるが、活動に内発的動機を持つ農家グループは失敗をしても、その後の歩みを自分たちにできる方法で進める可能性を高めると考えられる。農家の行動変容が一過性のものにならないためには内発的動機づけが不可欠であり、それは活動に携わる行政官にも同様のことがいえる。

ただし、政府の農業普及制度は作目別で組み立てられ、政府が振興したい作物をターゲットにしていることが多い。たとえば、特定作物の高収量が可能な改良品種の種子配布などが典型的である。これに対し、SHEP アプローチに基づいた農業普及活動では、何を栽培するか、どの品種を使うかを決めるのは農家である。そして農家自身が、どのように自分たちの選んだ作物を栽培するのか、普及員の手を借りながら自分たちで計画することで、コンピテンスを高めることができる⁵。農家を作る行動計画には、農家の経験上想定

⁵ 本稿では「プロジェクトが公的農業普及員を研修し、研修を受けた普及員が、どのように小規模農家を支援することで小規模園芸農家が儲けられるようになるのか」という一部の活動を切り取って説明しているが、一連の活動の詳細については JICA (2018) を参照されたい。

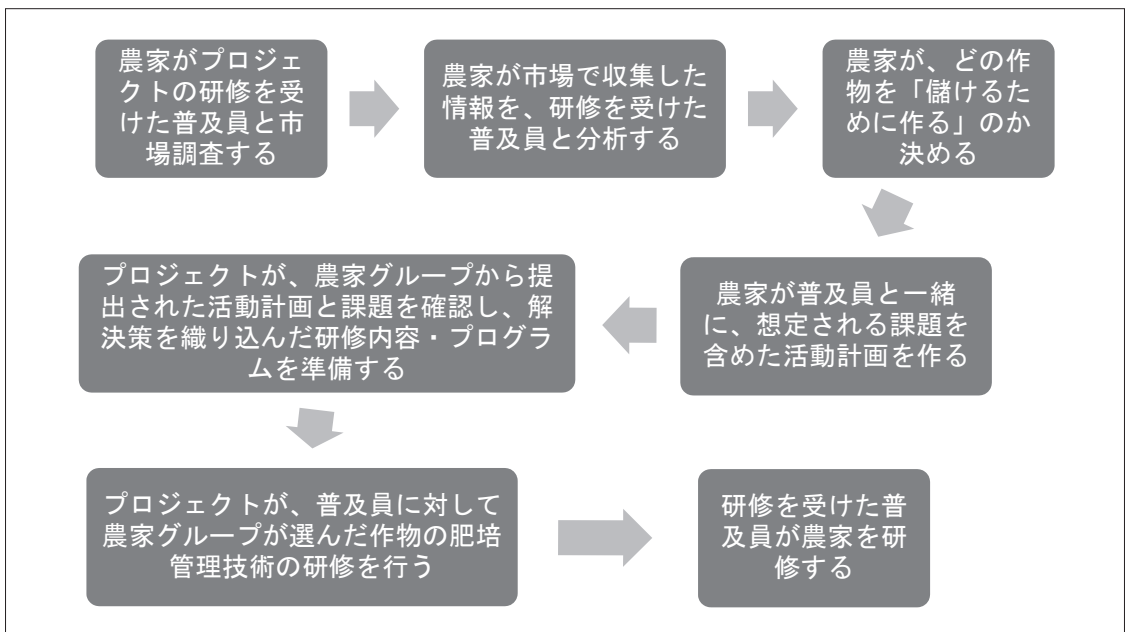


図5 農家が市場調査を行ってから普及員が農家を研修するまでのプロセス

される課題が書き込まれ、プロジェクトは、その課題に対しての具体的な対応策を普及員に指導している（図5）。これによって普及員は、農家が選んだ作物の肥培管理のノウハウを教えられるようになり、農家との関係性を高めることができる。

5) 農家自ら知り、考え、決め、実行する

前述した2つの理論を土台として、プロジェクトは、その活動を4つのステップにわけて捉えている。4つのステップとは、①対象農家選定と目的共有、②農家の気づきの機会創出、③農家による決定、④技術＜解決策＞の提供であり⁶、各ステップの活動を通じ、普及員は農家が自分の選択から、園芸所得を増やしていけるように指導を行う（図6）。

プロジェクトでは、この4つの段階を現在実施している活動がうまくいかない時の立ち返る基準としても活用している。たとえば、活動の最終段階である普及員による栽培技術研修へのメンバー農家参加率が低い場合、そこに至るまでの活動を振り返ってみる。対象作物やアクションプランは、メンバー農家の多数の意見を反映したものになっていたか（「農家による決定」がきちんとされていたか）、その決定の基盤となったはずの「農家の気づき」は本当に農家自身から出されたものであるか、プロジェクトの開始時に「プロジェクトでは物の配布はしない。このプロジェクトは学校のようなもので、ノウハウを教えるのが目的です」と説明した内容を農家が理解して参加しているか、などを確認する。そして、いずれかのステップに齟齬や誤解がある場合、農家とともにその作業に立ちもどることを推奨している。

⁶ https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/about/four_steps.html (2019年6月25日閲覧)

SHEPの4つのSTEPに基づく活動

ステップ	活動
1. 対象農家選定と目的共有	プロジェクト活動説明会 プロポーザル方式による実施県の選定 県による対象グループの選定
2. 農家の気づきの機会創出	参加型ベースライン調査 お見合いフォーラム 男女農家普及員集合研修 農家による市場調査
3. 農家による決定	対象作物選定 アクションプラン策定
4. 技術<解決策>の提供	担当普及員技術強化研修 普及員による現地研修



図6 活動の4つの段階

出典：JICA ウェブサイト「SHEP アプローチと広域化について」

こうしたプロジェクトの取り組みの結果として、研修を受けた農家グループはSHEP 第1フェーズでは年間園芸所得⁷を平均で23% (MoA & JICA 2009)、第2フェーズでは52%向上させている。

2. 小規模農家の選択

1) 伝統薬物野菜と小規模農家

⁷ 消費者物価指数を勘案した実質値。一連の研修を農家が受ける前と、研修を受けた2年後で比較したもの。

⁸ SHEP アプローチの説明をする際、同じ県の小規模園芸農家数グループに研修を行い、その後農家が似たような市場で聞き取りを行い、似たような作物を選ぶと農家グループ同士で競合してしまったり、市場が飽和して値崩れしたりするのではないかとこの質問を受けることがあるが、実際に対象である小規模園芸農家グループが市場に対して供給できる量は限定的であり、市場飽和による値崩れや、グループ間で特定の買い手を取り合うような競合は今までに確認されていない。

ここで、SHEP アプローチを使った3フェーズにわたる技術協力プロジェクトの支援対象農家が、前述のプロセスに則って市場調査をし、栽培・販売することを選んだ作物⁸を振り返り、中でも伝統薬物野菜に着目した考察を行う。伝統薬物野菜とは Gockowski ら (2003) によると、本来栽培用に改良されてきたか、数世紀にわたり栽培されてきた薬物野菜のことを指す。第1フェーズでは24種類、第2フェーズでは46種類、現行のSHEP PLUSでは35種類の園芸作物が農家によって選ばれてきた。選ばれた園芸作物のトップ3はトマト、ケール、タマネギであり、トップ10の園芸作物まで広げると、伝統薬物野菜では唯一4位にBlack Nightshade (*Solanum villosum*, *Solanum americanum*, *Solanum scabrum* など) (写真1)が入っている。一方で全体に占める伝統薬物野菜を選ぶ農家の割合を比較すると、SHEPでは7%で

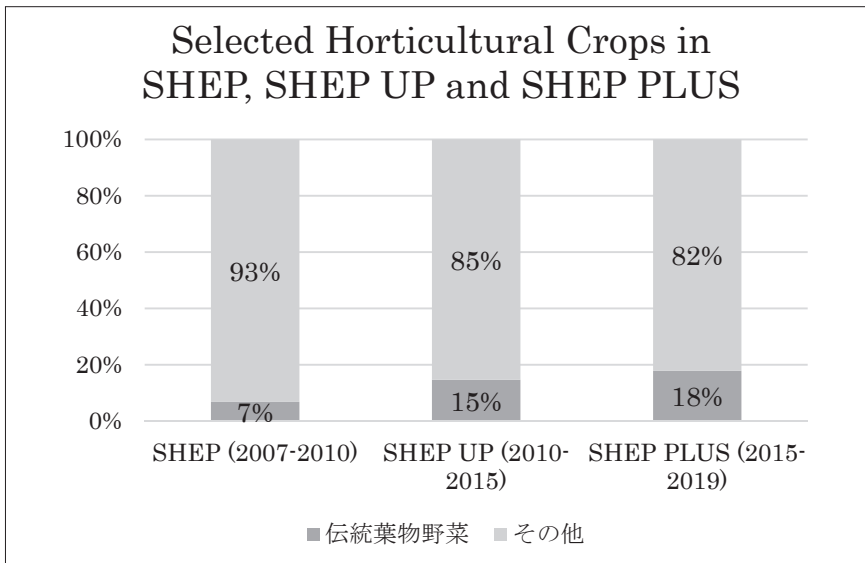


図7 SHEP プロジェクト3フェーズにわたる伝統葉物野菜が選ばれた割合の推移

あったものが、SHEP UP では15%、SHEP PLUS では18%と、徐々に増えていることがわかる(図7)。

SHEP PLUS で選ばれた伝統葉物野菜としては、Amaranthus、Black Nightshade、Cowpea Leaves、Crotalaria、Jute Mallow、Pumpkin Leaves、Spider Plant などがあり、農家グループが収益を出すことのできる伝統葉



写真1 Black Nightshade の畑
出典: SHEP PLUS

物野菜も複数の選択肢があることがわかる。

伝統葉物野菜は家庭やレストランで日常的に使われ、ローカルマーケットからスーパーマーケットまで広く売買されており、人々になじみが深いものとなっている(写真2～4)。一方で伝統葉物野菜は「雑草」とか「貧乏人の食べ物」(Onyango 2010) などと不名誉な呼ばれ方をされるなど、タマネギやトマトといった外来の野菜と対比してその価値が低いかのように見られる場合もある。このため、一般的に「儲けるための農業」と聞くと多くの人は「輸出向け園芸作物の生産・販売」や「契約栽培」を想像しがちである。しかし、実際は小規模農家の身近にある、一般的には単価が低いと思われる伝統的葉物野菜の生産・販売でも、園芸収益を増やす潜在性が十分にあることを、農家を選ぶ伝統野菜の割合が示している。

2) 小規模農家が収益を増やすシナリオの多様性

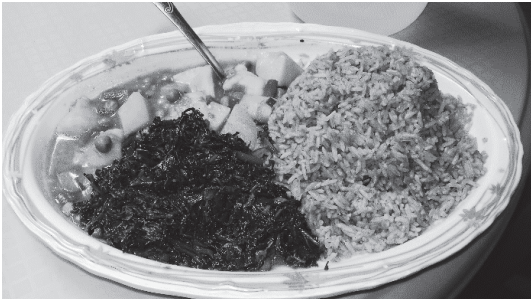


写真2 ナイロビのローカル食堂で供される
伝統薬物野菜 (Black Nightshade)



写真3 ナイロビの外資系スーパーマーケット
で売られる伝統薬物野菜

同じ Black Nightshade の栽培を選択したとしても、その販売の方法はグループによって異なる。あるグループは、近隣の学校に定期的に求められる量を出荷できるようにメンバー農家で栽培タイミングを調整しあい、収益を増やした。また、別のグループでは活動に入る以前は6作物以上を栽培していたが、市場調査後に栽培品目を第1作物と選定した Black Nightshade のほか主に2作物に絞り(図8)、1年当たりの園芸作物からの収益をグループ平均で1万1357kshから3万3948kshまで増加させた(図9)。一般的に単価が高いとされているタマネギからの収益を大きく上回る収益を伝統薬物野菜である Black Nightshade から得ていることが窺える。



写真4 農家と普及員がローカル市場で薬物
野菜の売り子に聞き取りをしている

こうした例からは、小規模園芸農家たちに市場調査、計画づくりと作物生産の能力が身に付けば、地方で一般的なこれらの伝統的薬物野菜で収益を増やしていくことは可能であることがわかる。過去のアフリカ薬物野菜研究では伝統薬物野菜は、外来野菜と比べて生産にかかる費用が低い、病虫害の問題が少ない、収穫期までの期間が短い、消費者需要が高止まりである、高値で取引される、市場が拡大している、ビジネスの機会を農家に提供することができる、などのメリットがあるとしている (G Muhanji, *et. al* 2011)。また、これらに加えて葉を摘んで収穫する場合、キャベツのように1回で収穫しきってしまう作物と比べ収穫頻度が多くなり、収穫時期がしばらく続くため、コンスタントな収益を見込むことができる。さらに薬物野菜は収穫物が日持ちしないため、定期的な出荷を求められることが多い。そのため、農家が買い手の求める量、頻度、品質を満たすことができれば、買い手との長期的な取引関係を維持することができる。

Leaf Amaranthus を栽培し、販売することを決めた農家グループのメンバー農家は、伝

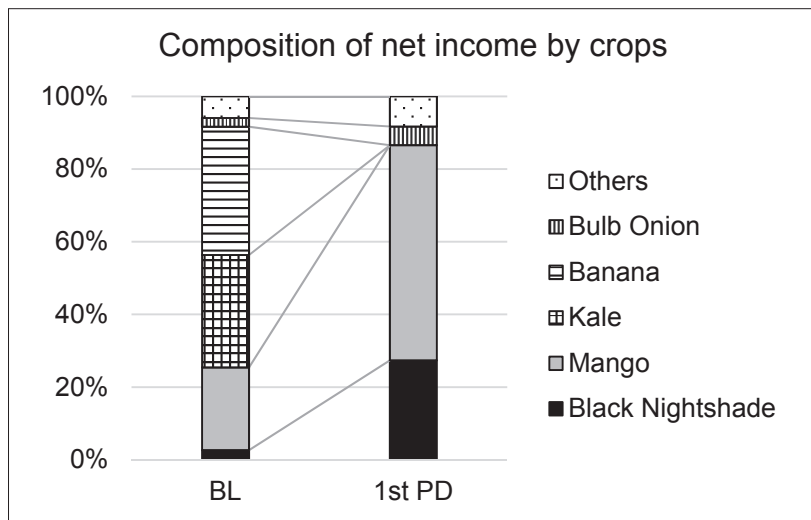


図8 あるグループの2016年のベースライン時、2018年の定期調査時の収益に占める作物の割合

出典：SHEP PLUS

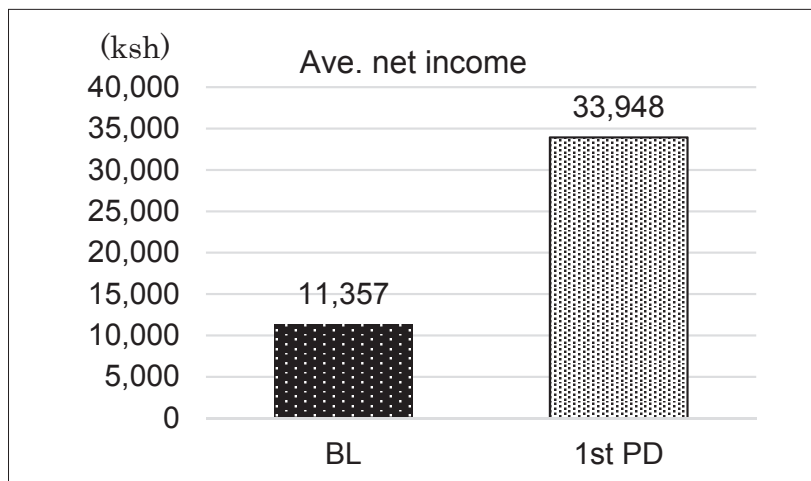


図9 同じグループの2016～2018年の平均年間園芸所得の変化

出典：SHEP PLUS

統葉物野菜は、地元の食文化と密接に結びついているため、常に需要があり、販路が見つけやすいと述べている。さらに長きにわたって栽培されてきているため、現地の自然条件に適応しており、栽培にかかる手間が少なく、作付けから収穫までの期間が短いのに、定

期的な収穫がしばらく続くとしている。こういった農家の反応は、先に述べた研究結果と合致している。

ちなみに葉を摘む作物との対比で名前を挙げたキャベツについても、出荷のタイミングをずらすことで収益を増やした農家グループ

はある。この農家グループは天水栽培でのみキャベツを栽培・販売していたが、農家グループは市場調査を通じて、品薄になる季節にどれぐらいキャベツの価格が上がるのかに気づいた。また、メンバー農家は研修で、集水技術（ため池）作りのノウハウを学んだ。この農家グループはメンバー農家間で互助労働を提供し合い、23人で15軒分のため池を掘った。結果として雨期の始まりに定植し、周りの農家より早く出荷することで、収益を増やすことに成功した。他にもアボカドを栽培していた農家グループが、ビジネス関係者フォーラムにおけるアボカド輸出業者との出会いをきっかけに、ヨーロッパ輸出向けの単価が高い品種の栽培に切り替え、収益を上げた例もある（林ら 2015）。ここで重要なのは、作物そのものの優劣やイメージ、またバリューチェーンの成熟度ではなく、農家が自ら得た情報を基に、自分たちで選び、決めた結果として、小規模農家の所得を向上させる成功事例の存在である。

おわりに

―農家自身の選択と、小規模農家支援―

アフリカにおける農業開発では「Demand Driven」の重要性が説かれて久しい（Gautam 2000）。ところが、実際の小規模農家を含む農家支援の内容は、農家本人以外のサービス提供者が決めてきた。しかし、農家自身が多様な条件と異なる環境の中、それぞれが自分なりの最適解を見つけられるようなノウハウの提供、その最適解まで達するのに求められる技術支援こそが必要とされているのではないだろうか。

農家のニーズは農家自身が誰よりも知っている。参加型開発で用いられるツールは、外

部者の仮説や思い込みでなく、こうした生の声を聞きだすために開発されてきた。最終的に農家の暮らしを良くしていくのは農家自身であり、彼ら・彼女らが自らのニーズを考え、優先順位をつけ、選び、決め、実行していくことが持続的な小規模農家の発展につながっていく。

今までの3代にわたる SHEP アプローチを活用したプロジェクトの農家が選定してきた作物の集計結果が示すように、小規模農家は生活の中で身近にあった伝統葉物野菜で所得を増やすこともできるし、単価の高い輸出向けの作物を扱うことも選択肢の1つである。小規模農家が儲けるための画一的な処方箋はなく、いずれにしても農家が自分で得た知識を基に作戦を練り、自分の意思で主体的にビジネスとしての農業に取り組むことにより、持続的に農家自身で生活を良くしていくことになるのである。

国際連合家族農業の10年の総会決議には、「小規模農家が自給的農業から革新的で商業ベースの生産レベルに達し、食料・栄養安全保障に至らしめる」とある。革新的商業ベースの生産レベルに達するためには、技術革新や先進的な技術だけではなく、その技術のユーザー、すなわち多様な条件下で生産・販売しているがために多様な課題に直面する小規模農家に寄り添い、農家自身の気づきを支援することで、小規模農家が持続的に生産活動に取り組むことのできる農業普及の在り方を、改めて見直すことが必要ではないだろうか。

参考文献

Aikawa, J. 2013. Initiatives of SHEP and SHEP UP: Capacity development of small-scale farmers for increased responsiveness

- to market needs. *For inclusive and dynamic development in sub-Saharan Africa*. Tokyo, JICA Research Institute.
- Gautam, Madhur. 2000. Agricultural extension: the Kenya experience - an impact evaluation. A World Bank 2019. World Bank operations evaluation study. Washington, D.C. <http://documents.worldbank.org/curated/en/753941468254951667/Agricultural-extension-the-Kenya-experience-an-impact-evaluation> (2019年6月25日閲覧).
- Gockowski, J., Mbazo'o, J., Mbah, G. and Fouda Moulende, T. 2003. 'African traditional leafy vegetables and the urban and peri-urban poor', Food Policy, vol 28, 221-235.
- 林信秀, 瀬尾逞 2015. ケニア SHEP アプローチによるバリューチェーン支援と地方分権下の農業普及への展望. 国際農林業協力 38 (4), 17-29.
- HCD (Horticultural Crops Directorate), AFA (Agriculture and Food Authority of the Republic of Kenya) 2017. Horticulture Validated Report 2015-2016. https://www.agricultureauthority.go.ke/wp-content/uploads/2016/09/Horticulture-2015_2016-Validated-Report3.pdf (2019年6月25日閲覧).
- JICA 2018. SHEP Handbook for Extension Staff -A Practical Guide to the Implementation of SHEP Approach-. https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zwgkc-att/shep_handbook_en.pdf (2019年6月25日閲覧).
- JICA 2016a. Research Report on Mitigating Asymmetry of Information [Report on Survey in Kenya]. Tokyo.
- JICA 2016b. 現場の声からひもとく 国際協力の心理学. <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12264172.pdf> (2019年6月25日閲覧).
- JICA. SHEP アプローチと広域化について. <https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/about/index.html> (2019年6月25日閲覧).
- MALF (Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries of the Republic of Kenya) and JICA 2014. Terminal Evaluation Report on Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit Project. Nairobi, JICA.
- Mary Abukutsa-Onyango. 2010. AFRICAN INDIGENOUS VEGETABLES IN KENYA: Strategic Repositioning in the Horticultural Sector, Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology.
- MoA (Ministry of Agriculture of the Republic of Kenya) and JICA 2009. Terminal Evaluation Report on Smallholder Horticulture Empowerment Project. Nairobi, JICA.
- MoALF&I 2019. Agricultural Sector Transformation and Growth Strategy. <http://www.kilimo.go.ke/wp-content/uploads/2019/01/AGRICULTURAL-SECTOR-TRANSFORMATION-and-GROWTH-STRATEGY.pdf> (2019年6月25日閲覧).
- Muhanji, G., Roothaert, R. L., Webó, C., & Stanley, M. 2011. African indigenous

- vegetable enterprises and market access for small-scale farmers in East Africa. *International Journal of Agricultural Sustainability*, 9 (1), 194-202.
- Niemiec, C.P. and Ryan, R.M., 2009. Autonomy, competence, and relatedness in the classroom: Applying self-determination theory to educational practice. *School Field*, 7 (2), 133-144.
- Shepherd, A.W. 2000. Understanding and using market information. *Marketing Extension Guide*. FAO.
- USAID 2013. Using ICT to Enhance Marketing for Small Agricultural Producers. USIAD Briefing Paper. https://www.agrilinks.org/sites/default/files/resource/files/Using_ICT_to_Enhance_Marketing_for_Small_Agricultural_Producers.pdf (2019 年 6 月 25 日閲覧).
- (ケニア国地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト (SHEP PLUS) 園芸生産・普及専門家)



イスラーム農村における女性の活躍と生計戦略

高 木 茂

はじめに

2017年の国連総会で「家族農業の10年」が定められ、農村の貧困削減では伝統的な知識を継承する家族農業や農村女性が重要な役割を果たす¹ことが再確認された。本稿では、これまで著者が開発協力で調査してきたイスラーム農村、とくにイラン農村において貧困削減に挑む女性たちの活躍を家族農業と生計戦略の視点から紹介する。

1980年代以降、開発途上国の家族農業では、経済成長と市場経済の浸透に伴う非農業就業機会の増大等を背景として就業の多様化が起きている。所得変動リスクを軽減し、持続的な生計を達成するために、多様な経済活動に家族労働をいかに配分するかという意味での生計戦略は、地域や世帯によって多様である。女性の活躍が期待されるところであるが、本稿が対象とするイランなどのイスラーム農村においては農村女性が経済活動に参画することへの制約は今なお強い。

男性と同じ投入資源にアクセスできれば、

女性は男性と同等の力を発揮し、女性は男性に匹敵する生産性を上げられることを、多くの先行研究（World Bank 2012 など）が示唆している。この意味で、ひとたび一定の条件が整えば、多くの農村女性が経済的に重要な役割を果たす可能性は高いと考えられる。そのような事例は、イスラームに属し、かつ経済発展の遅れたイラン農村にも見出すことができる。

本稿は、イランの中でもとりわけ所得水準が低く、農業離れが進んでいる南ホラサーン州ビルジャンド地方において、女性組合が機織りの再興に取り組むH村の事例に関する生計アプローチ²からの考察であり、生計戦略が中長期的な変容をたどる中で、農村女性が家族農業の持つ文化・伝統の継承力を活かし、経済的に重要な役割を果たしている実態とその要因を考察する。本稿ではまず、イスラーム農村として中東・北アフリカ（以下、中東）農村における女性の役割について既往文献をレビューし、その次にイラン農村の女性組合の事例を述べる。

TAKAGI Shigeru: Women's Activity and Livelihood Strategies in Islamic Rural Areas.

¹ 国連広報センター（2018）。

² 生計アプローチは、農村世帯の生計戦略の手段を農業活動、非農業活動、出稼ぎの3つの観点から、いずれがどのように活用されるか、いかなる組織・制度を通じていかなる資源へのアクセスを農家世帯が実現しているかを考察する（伊藤 2013）。

1. 中東農村における女性の役割

中東はほとんどが乾燥・半乾燥地帯に属し、農業は天水に依存するところが多い。その一方で、同地域ではカレーズやカナートなどの灌漑技術が発達してきた（原 1997）。当該地域は、社会文化的にはイスラーム文化に強く

影響を受け、石油が唯一の産業として経済を支えてきた国が多い。今日の家族農業や女性の役割は、このような自然・農業環境、社会経済、宗教や文化的な背景の下で形作られてきたと考えられる。

当該地域の農村女性は他地域と同様に農業において重要な役割を果たしているが、農業における女性の貢献は見えにくいといわれる。たとえば、Moghadam (2009) がイランのケースで指摘しているように、公式統計や従来の研究が女性の労働参加を低く見積もっている背景はデータの収集方法に起因しているとする。センサス調査などでは、多くの場合、男性世帯主に聞き取りを行うため、収入を伴わない妻や女性の無償労働を仕事に含めないことが多いという。しかしながら、現実の農村女性は農業生産、畜産加工、賃金労働や手工芸品製作などで重要な生計の担い手となっている。

当該地域の農業生産における女性の役割をみると、女性は夫に従属的な農業労働や労働集約的な生産に従事する傾向がある (El-Fattal 1996)。一方、Moghadam (2009) は、イランのギラン州における稲作では 76% を女性労働が占め、茶の栽培では 80% を、マザラン州の稲作では 50% を女性労働が占めることを報告している。

当該地域では家畜飼育は古くから今日に至るまで重要な生業に位置づけられている。遊牧社会や小規模農家では、ほとんどの女性は収入および食料の確保のために家畜飼育に従事している。女性はヤギ、ヒツジ、ロバ、ニワトリ、ウサギなどの小家畜の世話を担い、家畜は肉、乳、チーズその他の乳製品として重要な蛋白源となっており、これらの加工調理も女性により行われている (El-Fattal 1996)。

Shalaby (1991) がエジプトで行った農村研究でも指摘しているように、家畜を飼うことは、同地域のような乾燥して痩せた土地では、気候変動が所得変動リスクとなりやすいことから、家族農業の生計戦略として重要な保険に位置づけられている。

イランの農村女性の経済活動について、Emami and Rezaei (2011) が指摘するように、女性は農業や家畜飼育のすべてのレベルで男性と一緒に働く一方、刺繍や機織りのような手工芸品製作などをして自分のために余暇を過ごすという。また、世帯で女性が稼ぐ現金収入の重要性を明らかにした研究 (Moghadam 2006) もある。たとえば、イランのヤズド州では、世帯の現金収入の半分を、西アゼルバイジャン州では 4 分の 1 を女性による収入が占めるという。

鷹木 (2005) は、モロッコのマイクロクレジットに関する融資状況の調査から融資へのアクセスに関するジェンダー格差を明らかにしている。男女を融資対象にした事例の 1 年後をみると、女性は 87% が返済を完了したが、男性は 87% が返済延滞という男女で正反対の結果となった。その翌年からは、融資対象は女性に限定され、その返済率は実に 99.7% を示した。このように女性への融資は金融機関にとって優良な貸付になるにもかかわらず、実際の融資は男性向けが多い。

当該地域でアラブ圏に属さない大国の 1 つであるイランの家庭内における夫婦の役割分担を中西 (2004) は次のように報告している。イランの一般的な家庭内の役割分担では、家計費は稼ぎ手として夫が管理し、お金の使い方は妻が決める。イランの女性は一旦結婚すると、家庭内のことはほぼ女性が決めるという慣習があるという。

このように、中東の農村女性は、イスラームと家父長制に制約されているとの印象が強いが、家庭内での交渉力は多様で、決して弱くないと思わせる事例が確認されている。

2. イラン農村で機織り再興に取り組む H 村女性組合の事例

1) 調査地域の概要

本事例の対象地はイラン東部の南ホラサーン州ビルジャンド地方に位置する H 村と A 村である。調査は 2011 年から 2012 年にかけて実施した³ (表 1)。A 村では機織り再興の動きは見られず、周辺の多くの村と同様、家族農家の多くは出稼ぎを中心とする非農業活動と小規模な農業によって生計を維持している。本稿では、資源賦存に大差がなく、似たような歴史をたどってきた A 村を対照事例と位置づけている。

同地方は、旧来から伝統的な絨毯織りの産地として有名であった。村落は中小規模のカナートを中心に形成されている。対象 2 カ村の家族農業は、カナートを水源とした山間部の谷部で営む小規模な農業や絨毯織りなどから成り立ってきた。しかしながら、近年の度重なる干ばつの影響、カナートの老朽化および維持管理の停滞により湧水量は著しく減少した。これらの影響で農業生産は不安定となり、加えて 1980 年代における絨毯産業の衰退もあり収入源を失った多くの農民は、非農業収入を求めて兼業化を進めてきた。

同地方では 1970 年代まで、自給用のコム

表 1 標本世帯の属性

	単位	A 村	H 村
総世帯	戸	218	137
標本世帯	戸	52	45
人員数			
世帯人員	人	4.0	3.1
男性人員	人	2.0	1.4
女性人員	人	2.0	1.7
65 歳以上人員	人	0.3	0.4
15 歳未満人員	人	0.9	0.6
世帯			
世帯主年齢	歳	55.0	50.1
男性世帯主世帯	戸	48	35
女性世帯主世帯	戸	4	10
高齢者世帯 ¹⁾	戸	13	11
一般世帯 ²⁾	戸	39	34
作物栽培面積			
灌漑	ha	0.54	0.12
非灌漑	ha	0.92	0.05
世帯収入	1,000Rls	45,735	81,438

出典：高木 (2016) より引用

注：¹⁾ 世帯主が 65 歳以上。

²⁾ 世帯主が 65 歳未満。

ギ・野菜・飼料作物、自給・換金兼用の果樹、家畜飼育（ヒツジ、ヤギ）等の小規模農業に加え、羊毛を使った絨毯織りが家族労働により営まれていた。1970 年代前半になると、この伝統的な家族農業に大きな影響を与えた 2 つの出来事が生じた。オイルブームの到来と換金作物として果樹バーベリー (*Berberis vulgaris* L.) の導入である。原 (1997: 105, 165) によると、ビルジャンド地方の伝統的な生業であった絨毯織りが急速に発展したのはオイルブーム以降であり、その後 70 年代後半から 80 年代前半にピークとなる。加えて現在南ホラサーン州の特産品となっているバーベリーの商品価値が高まったのもこの頃

³ 著者は独立行政法人国際協力機構 (JICA) が実施した「イラン国乾燥地貧困改善農業農村支援プロジェクト」に 2011 年 4 月から 2013 年 3 月までの 2 カ年にわたり参加した。

である⁴。1980年代半ばまで、A村、H村の2ヵ村とも、上記のような農業生産と絨毯織り⁵を主な生計の手段としてきた。オイルブームによる国内需要を背景にピークを迎えた絨毯産業は、人件費の高騰や他国産との競争などを背景に、1980年代半ばを過ぎると衰退し始め、A村、H村とも男性の出稼ぎが増加し、農業従事者は女性や高齢者に移った。この頃、H村の女性たちはバーベリーからより換金性の高いサフランへ転換した。その後、男性の出稼ぎと女性の農業活動が生計を支えた。

2000年代に入ると、頻発する干ばつを経験する中で、農業生産が不安定となり、若年層の離農が進行した。このような中、灌漑水が確保しやすかったA村では、自給作物であるコムギやオオムギから粗放的な管理が可能で耐乾性の強いバーベリーに特化した戦略へ転換を図った。一方、灌漑水が極端に減少したH村では、農業生産を主に自給用のナッツと果樹にとどめ、非農業活動をより重視する生計戦略に転換した。これまで農業経営において重要な役割を果たしてきたH村の女性たちは、農業収入の減少に危機感を抱き、自ら収入を得る生計戦略に挑んだのである。2003年になると、機織りの再興を目指すことになる女性組合がH村で結成された。

2) 調査2ヵ村の世帯収入に占める収入源とH村における機織りの位置づけ

対象2ヵ村の世帯を、男女別の世帯主世帯、

さらに世帯主が65歳未満と65歳以上の世帯に区分し、計4つの世帯タイプの世帯収入に占めるそれぞれの収入源の割合を表2に示した。まず、世帯収入の合計をみると、65歳未満の女性世帯主世帯を除いて、H村の方がA村よりも収入が多いことがわかる。さらに内訳を見ると次の特徴が抽出される。

第1に、A村の男性世帯主世帯では、世帯主が65歳未満で世帯収入に占める割合は「男性の非農業活動」が47%と最も高く、「農業活動」27%と続く。世帯主が65歳以上の世帯では「農業活動」が50%を占め、次に「男性の非農業活動」26%である。一方、女性世帯主世帯では、世帯主の年齢区分に関係なく「年金、仕送り等」の割合が最も高い。第2に、H村の男性世帯主世帯では、世帯主が65歳未満で「男性の非農業活動」が65%と高く、次に「女性の機織り」が24%を占める。世帯主が65歳以上では、「女性の機織り」が60%を占め、「農業活動」14%と続く。女性世帯主世帯では、世帯主の年齢区分に関係なく「女性の機織り」が60%以上を占め、収入源としての割合が最も高い。

このように、A村では男性が非農業活動に従事する傍ら、農業活動からも収入を得ているが、女性の非農業活動はわずかである。一方、H村では農業収入はわずかで男性の非農業活動からの収入が重要であるものの、世帯主が65歳以上である世帯や女性世帯主世帯では「女性の機織り」が最も大きな収入源となっている。また、男性世帯主世帯においても「女性の機織り」は世帯収入に大きな割合を占める。このことから、H村の農家世帯はA村との対比において高収入であり、女性世帯員による機織りが世帯収入の中で重要な貢献をしていることがわかる。次に対象をH

⁴ 当時のイランではコメの消費量が急増するとともに、ペルシャ語でゼレシュクポロと呼ばれるバーベリーの赤い小さな実を散らしたご飯が全国的に普及した時期である。

⁵ 当時は絨毯織り以外に農家女性により機織りで自給用や余暇としてスカーフやタオル作りが行われていた(Emmami and Rezaei 2011: 955)。

表2 2ヵ村の世帯タイプ別の収入源の貢献度

世帯構成、収入内訳		単位	A 村		H 村	
			男性世帯主 世帯	女性世帯主 世帯	男性世帯主 世帯	女性世帯主 世帯
世帯						
世帯数	戸		37	2	31	3
世帯人員	人		4.5	3.3	3.6	1.7
生産年齢人員	人		3.4	2.3	2.7	0.8
世帯主 65歳未満	世帯収入	1,000 Rls	50,041	67,378	88,240	50,470
	女性機織り	%	0	0	24	60
	女性非農業活動	%	5	3	3	0
	男性非農業活動	%	47	10	65	24
	農業活動	%	27	0	2	4
	年金、仕送等	%	21	87	6	12
	計		100	100	100	100
	エンゲル係数		0.44	0.42	0.50	0.66
	作物栽培面積	ha	1.4	0.1	1.3	0.0
	世帯					
世帯数	戸		11	2	4	7
世帯人員	人		2.6	1.0	2.5	1.0
生産年齢人員	人		1.2	0.0	1.0	0.3
世帯主 65歳以上	世帯収入	1,000 Rls	31,820	20,961	111,811	47,229
	女性機織り	%	0	0	60	68
	女性非農業活動	%	0	0	0	25
	男性非農業活動	%	26	0	11	0
	農業活動	%	50	25	14	0
	年金、仕送等	%	24	75	15	7
	計		100	100	100	100
	エンゲル係数		0.58	0.67	0.52	0.65
	作物栽培面積	ha	2.1	0	0.6	0

出典：高木(2016)

注：表中の網掛けは世帯タイプの中で最も多い収入源を示す。

村に限定し、機織りの再興により経済的地位を高めた女性組合の成功要因について節を改めて考察する。

3. H村における機織り再興の成功要因

1) 女性組合の歴史と機織りの普及・展開

(1) 女性組合の歴史

H村では2000年頃から干ばつの影響による農業生産の停滞を契機に2003年に女性組合が設立された。当時、農業活動の多くを担うようになっていた女性たちは、農業以外で女性にできる活動を模索し、まず日常生活の必需品を村内で販売するために州農業局と協議を重ね、2003年に女性組合を設立し、村



写真1 若年者の機織り



写真3 展覧会に訪れた女性たち



写真2 熟練者の糸紡ぎと機織り



写真4 展覧会での機織り物などの出品物

内に直売所を開いた。2004年には、日常品の直売以外の活動として機織りに着目した。ただし、ほとんどの家庭では以前使っていた機織り機を焼却していたことから州内の村で残っている機織り機を集めることから活動を開始した。

機織り活動の開始後、女性組合は精力的に織物の販路の確保に努めている。吉田(2005)によると、絨毯の販路は比較的大規模な商人に握られ、生産者が販路を開拓することは困難であるが、機織りで織られるスカーフやタ

オルは商人は購入しない、もしくは大量には購入しないため、生産者が個人的に販路を開拓しなければならないという事情が背景にあった。これに対して、女性組合では組合長を筆頭に、イラン全国の手工芸品展覧会に積極的に参加し、都市部の消費者に機織り物をPR、販売した。

組合ではメンバーからタオルやスカーフを10%の手数料で買い上げ、都市住民向けに販売するとともに、2007年に州都ビルジャンド市内に州農業局の支援を得て直売所を開設した。2011年の機織り売上総額は2億4000万リアル⁶に上り、そのうち70%が展覧会で

⁶ 1リアル=0.0042円(2014年1月9日時点)である。

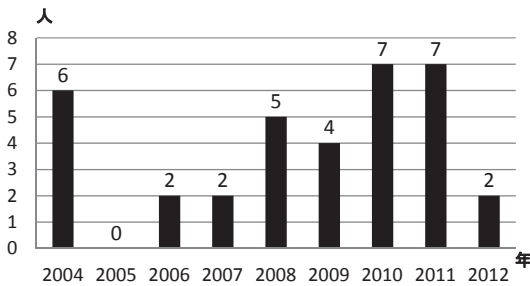


図1 H村において新たに機織りを始めた年と人数

出典：高木(2016)より引用

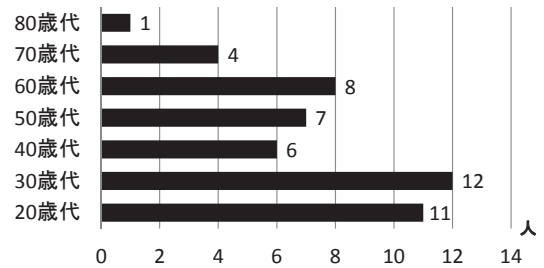


図2 2012年時に機織りをしている年齢層と人数

出典：高木(2016)より引用

の販売で、残りの30%が直売所での販売であった。2004年の最初の展覧会では200万リアルしか売上げられなかったが、その後の7年間で120倍までに販売額が増加した。

女性組合のメンバーは、設立時（2003年）の75人から増え続け、2011年には278人になった。組合メンバーには、大学の学資を機織り収入で賄っている女子学生、祖母・母親・娘の3世代で機織りをしている世帯や女性世帯主世帯も含まれている。

(2) H村における機織りの普及展開

次に、H村の機織りが組合メンバーへ普及した状況をみる。図1に示したように、組合活動として機織りを取り入れてから新たに機織りを始めた女性は、2004年の6名から2005年を除き毎年増加し、2012年までに累計35名になった。これに、組合結成時に機織りを行っていた5名の女性、機織り経験者であるが組合結成後に再開した9名を加えると、2012年時には49名の女性が機織りをしていることがわかった。また、機織りの世代間の普及状況を確認するため、2012年時に49名の女性に対して年齢を聞き取った（図2）。この結果をみると、20歳代から80歳代まで幅広い世代で機織りが行われている

ことがわかる。とくに20歳代や30歳代の若年層がそれぞれ11名、12名と機織りに最も多く取り組んでおり、若い世代へ機織り技術が伝わっていることが確認できた。

2) 機織り再興の成功要因に関する考察

成功要因の把握には、多角的な議論が必要である。そのためには、機織り再興に関わった主な人々が一堂に会し、問題意識を共有しつつ、何が成功要因であるかについて詳細な検討が行われなくてはならない。そこで、州・県農業局に所属する組合・普及担当職員10人の男女を対象にフォーカス・グループ・ディスカッション（FGD）を実施した。いずれの参加者も、H村の機織り再興の経過や社会的背景に精通している。また、FGDは質的な情報を得られるという利点があるものの、得られた情報を数値化することが難しく、統計分析を行いにくいという問題がある。この点を補うため、FGDで「成功要因」について十分な議論を通して要因を集約したうえで、それらの重要度評価を一対比較評価法により行った。

検討の結果、機織りの成功要因は、「女性リーダーの資質」、「夫の協力」、「活動の自由度」、「行政支援」の4つに整理された。次に、

それぞれの要因の重要度評価を一对比較評価法により行った結果、ウエイト平均は0.369、0.318、0.172、0.142であった。平均値で評価すれば「女性リーダーの資質」が最も重視され、続いて「夫の協力」であることがわかった。

なお、4つの成功要因の具体的な内容は、次の通りである。

- ① 女性リーダーの資質：地域の社会的規範により女性の活動が制約されることが多いところでは、女性たちをまとめていくリーダーシップの能力は極めて重要であること。
- ② 夫の協力：とくに会合や外出が多くなるリーダー（や組合執行部）の夫の協力・支援が重要であること。
- ③ 活動の自由度：家を出ることなく活動ができること、家庭内で技術が女性に伝承されており、取り組みやすいこと、合間を見て活動ができること。
- ④ 行政支援：各種の研修、農業フェア等への出展参加支援、低利の融資支援など。

おわりに

本稿では、イラン農村において生計戦略が変容する過程の中で女性組合が機織りの再興に取り組む事例を検討することにより、農村女性が家族農業の持つ文化・伝統の継承力を活かし、生計上重要な役割を果たしている実態とその要因を考察した。

事例分析を通じて、まずイスラーム農村のような社会的規範により女性の経済活動が制約される社会では、女性活動が振興するためには、「女性リーダーの資質」、「夫の協力」、「活動の自由度」、「行政支援」などが活動環境として重要な要因であることが示唆された。

加えて、機織りが家族内およびコミュニティ内で広く普及した背景には、機織りが古くから農村で親から子へと伝承されてきた技術であり、かつ農家女性ばかりでなく、夫や男性、コミュニティで良く知られた技術であったことが挙げられる。また、今日のイランの都市住民の間で手作り製品のニーズが高まっていることも、機織りの普及に関して重要な点であることも指摘しておきたい。

さらに、環境の変化に伴う家族農業における所得変動リスクを背景とした「女性が生計を補う必要性の増大」の程度が対象2ヵ村の生計戦略に影響を与えたことが指摘できるであろう。農業活動の継続が可能な状況であったA村では、リスクに対応しつつ特産品に特化した営農に転換したものの、女性労働に関しては従来からの活動を継続している。一方、農業活動を縮小せざるを得なかったH村では、女性が中心となって機織りを再興し「女性の経済活動」を創出した。

以上のように、本研究の結果は、イスラーム農村のような女性にとって制約が強い社会において、新たに女性が経済活動に取り組む際に配慮すべき要因や家族農業の持つ文化・伝統の継承力を活用した女性の経済活動の重要性を明らかにするものであり、今後の農村開発にとって有力な手段となり得ることを示唆している。

引用・参考文献

- El-Fattal, L. 1996. Women in Agriculture in West Asia and North Africa : A Review of Literature. Working Paper. No. 10, CGIAR Gender Programme, CGIAR, Washington DC.
- Emami, A. and Rezaei, R. 2011. Employment

- of Rural Women and its Effect on Empowerment. *Journal of American Science*, 7 (5) : 955.
- 原隆一 1997. イランの水と社会. 古今書院. 206p.
- 伊藤紀子 2013. ケニア農村世帯の生計戦略と親族関係—西部州ブニャラ県における家計データ分析を通じて—. *アフリカ研究*, 第82号. pp. 1-14.
- 国連広報センター 2018. 通常会期 第72回 家族農業の国際連合の10年(2019～2028). (A/RES/72/239).
https://www.unic.or.jp/files/a_res_72_239.pdf (2019年4月20日アクセス).
- Moghadam, F. E. 2006. Women, Gender and Agricultural Labor: Iran, *Encyclopedia of Women and Islamic Cultures*. Brill Academic Publishers
- Moghadam, F. E. 2009. Undercounting Women's Work in Iran, *Iranian Studies*, 42 (1) : 81-95.
- 中西久枝 2004. 現代イラン女性の素顔—女性のヴェールとエンパワーメント—. 片倉も
とこ・梅村担・清水芳見編「イスラーム世界」. 岩波書店. pp.213-239.
- Shalaby, M. T. 1991. Household Productivity in New Rural Settlements in Egypt: Perspectives on Kitchen Gardens. *Third World Planning Review*, 13 (3) : 237-259.
- 鷹木恵子 2005. マグリブ三国におけるマイクロクレジット普及の背景とその現状. 加藤編「イスラーム地域研究叢書6 イスラームの性と文化」. 東京大学出版会. pp67-100.
- 高木茂 2016. 宗教と経済発展の相克. 農林統計出版. 139p.
- World Bank 2012. *World Development Report 2012: Gender Equality and Development*. 426p.
- 吉田雄介 2005. 現代中東イスラーム世界・フィールド研究会 第25回研究会報告.
<https://sites.google.com/site/islamfield/25th> (2019年4月20日アクセス).
- (NTC インターナショナル株式会社 技術本部 技師長)



WTO の現状と将来

東 久 雄

はじめに

6月28、29日に大阪で、G20サミットが開催され、その中で安倍総理は、WTO改革を中心課題の1つとして、各国首脳と精力的に話し合い、共同声明の中に明記された。FTAないしは地域連携協定の盛行、米国の一方的な国内産業保護的な動きの中で、G20開催国として、通商問題にイニシアティブを発揮して行こうという構えである。WTOは、ドーハ・ラウンドのこう着、紛争処理問題等で少し影が薄くなっている感がある。ここに、WTOの現状と将来についてまとめた。

1. WTOの成立

WTO（世界貿易機関）は、1994年に終結したガット・ウルグアイ・ラウンドにより合意されたWTO協定（正式には「世界貿易機関の設置に関するマラケッシュ協定」）により、1995年1月1日に発足した。来年は、設立25年を迎えることになるが、その重要な役割の1つであった多角的交渉（ドーハ・ラウンド）の最近の停滞状況から、その機能改善のための改革に着手する機運が高くなっている。

WTO協定が引き継いだGATT（General

Agreement on Tariffs and Trade）協定は、第二次大戦後の新しい世界経済体制を整えたブレトンウッズ体制の一翼として関税と貿易のルールを規定したものだ。GATTは当初、ITO（International Trade Organization）協定の中の「関税と貿易に関する一般協定」を構成していたが、米国において「国際機関が議会の権限を制約する」として、批准承認を得られないこととなり、関税と貿易に関する協定を組織問題から切り離したものだ。したがって、GATTは国際組織ではなく、関税と貿易のルールにすぎないこととなり、その実行や変更は、その都度の会議で議論することとなった。議事そのものも、ブレトンウッズ体制のもう1つの翼であるIMF（International Monetary Fund、国際通貨基金）と異なり、コンセンサス（満場一致）方式で運営せざるを得ず、事務局も正式な組織ではなく、その事務を処理するための人員を持つという形式になっていた。

また、GATTは成立後、関係国間での更なる関税引き下げの交渉を行い、その成果を他の加盟国に均てんするという形で自由化を進めて行くことが期待されていた。したがって、発足直後から主要国主導ですべての国が集まって多角的な交渉を行う、いわゆるラウンド方式がとられることとなった。とくに1964年からのケネディ・ラウンドでは工業品関税の一律引き下げ、1974年からの東京

AZUMA Hisao: Current Stage and Future of the WTO.

ラウンドでは関税以外の貿易ルールの導入が図られるなど、物の貿易の自由化が大幅に進んだ。次いで1986年にはウルグアイ・ラウンドが始まり、その際、関税のみでなく、サービス分野の自由化も取り入れ、また知的所有権、投資等貿易に影響を与える国際ルールも幅広く交渉することとなった。ウルグアイ・ラウンドは紆余曲折を経て、1994年4月にモロッコのマラケシュにおける閣僚会議で最終合意が得られたが、その際に、WTOという国際機関を設けることも合意され、前述のとおり1995年1月1日に正式に発足した。

2. WTO 協定の構成

WTO 協定は、まず国際機関としてWTO（世界貿易機関）を設けることを規定し、その枠組みの中にウルグアイ・ラウンドで合意された各種の協定を組み込んでいる。

WTO の構成は、原則として2年に1度の加盟国の閣僚会議が協定のすべての事項の決定権を持ち、閣僚会議と閣僚会議の間は、各国の代表者による一般理事会がその任務を遂行することとなっており、さらに物品理事会、サービス理事会、知的所有権理事会が、それぞれの分野の事項について、一般理事会の指針に基づいて活動することとなっている。また、これらの組織の事務のために事務局が置かれている。このWTO 協定の下に、ウルグアイ・ラウンドで合意された事項が、それぞれの協定として位置づけられ、すべての加盟国を拘束することとなっている。合意事項は大きく「物品の貿易に関する協定」、「サービスに関する協定」、「知的所有権に関する協定」の3分野に分けられ、さらにWTO そのものの任務としての紛争解決に係る規則および手続の規定が設けられている。また、「物品の

貿易に関する協定」としては、旧GATTの規定をそのまま位置づけるとともに、農業、検疫衛生、繊維、投資、アンチダンピング、セーフガード、原産地規則、補助金、通関技術等12の協定がまとめられている。WTO は、総計14の協定プラス紛争解決規則ということである。

WTO の意思決定は、GATT 下でのコンセンサス方式を踏襲して原則満場一致となっているが、GATT と異なり、貿易に関する協定の解釈、改正は、一国一票の下での4分の3の賛成で決定できることとなっており、また、改正に関しては、3分の2の受諾で、受諾国のみに適用される方式を備えている。これは東京ラウンドの結果、GATT が関税以外のルールについて参加国のみに適用する制度を持っていたことと関連していると思われる。

3. ドーハ・ラウンドの停滞

WTO の農業に関する協定は、難航の末、6年間にわたる関税、国内補助、輸出補助の削減に合意し、その後の削減に関しては、その終了前に交渉することを規定した暫定的なものとなっており、サービス協定もまた、開発途上国側に十分な受け入れ準備ができていなかった事情を踏まえて、自由化分野を限定的とせざるを得なかったため、5年後の再交渉を規定したものとなっていた。

このため、何らかの交渉が必要との認識が加盟各国にありながら、先進農産物輸入国も、開発途上国も、この分野のみの交渉ではバランスが取れないとしてすべての分野にわたって交渉することを求め、分野を限定しない新しいラウンドを立ち上げることとなった。これが、2001年から始まったドーハ・ラウン

ドである。先進国側としては、ウルグアイ・ラウンドで、農業に関する先進国間の合意にこだわりすぎたために、開発途上国側に関税の削減率の優遇やルールでの例外を認めすぎたという反省があり、また先進国の中には、ウルグアイ・ラウンド終結前後に4つの小竜といわれる国々（シンガポール、香港、台湾、韓国）やBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）の経済成長が目覚ましく、これらの国々が他の開発途上国と同様のWTO上の優遇措置を受け続けることには疑義があるとの思いがあった。他方、これらの国は、他の開発途上国と一緒にあって、むしろ更なる優遇または特例措置を要求することとなり、ドーハ・ラウンドはデッドロックに乗り上げた状況となった。

4. FTAの盛行

ドーハ・ラウンドの進展がはかばかしくない中で、先進国のみではなく、開発途上国も含めて二国間または複数国間でFTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）ないしはEPA（Economic Partnership Agreement、経済連携協定）の締結が活発に進められた。先進国としては、経済発展の著しい特定の開発途上国を相手に、相互主義の市場開放を進めるとともに、自ら望む貿易ルールを受け入れさせることが可能であり、開発途上国としては、先進国の市場へのアクセスが他の国より有利になる利点がある。さらに、南米やASEANの開発途上国は、地域貿易協定によって共通市場を求めて行く方向を取り始めた。

FTAは、WTO協定を構成する物の貿易に関する協定（GATT）24条およびサービス貿易に関する協定（GATS）5条で定義される協定

であり、さらに、関税同盟とあわせて地域貿易協定（RTA、Regional Trade Agreement）と称せられている。また、EPAはFTAの要素を含みつつ、経済取引の円滑化、経済制度の調整等経済市場の一体化のための幅広い措置を取り決めるものである。

GATT24条は、1947年のGATT発足当初から、自由貿易地域の規定を設けていた。自由貿易地域は、関税その他の制限的通商規則を、その地域間の「実質上のすべての貿易」（substantially all the trade）について廃止することが求められている。この「実質上」という意味は、必ずしも明確ではないが、全貿易品目の90%以上と解されている。さらに24条は、移行のための中間協定を認めており、その実施期間は10年以内と解されている。端的に言って、関税撤廃例外品目が10%以内、その中間協定の実現期間が10年以内ということである。しかし、当事国は直ちにWTOに通告し、その情報を提供する義務があり、WTO加盟国は、それに関し当事国と協議し、問題があればWTOとして勧告し、当事国が従えないときは、その協定が実施できないこととなる。このような厳しい制限があるため、従来、FTAはあまり活用されていなかった。

古くはEUのものがあったが、ウルグアイ・ラウンドの先行きが不透明となっていた段階で、米国はEUに対抗するように、米加墨間でNAFTA（北米自由貿易協定）を締結した。EU協定、NAFTAともにGATTに通報されたが、GATTとして何の動きもなく、そのままの状況となった。これをきっかけに、FTAは一定の条件をクリアすればWTO上問題がないとの考えが蔓延し、FTAが著増した。とくに、ドーハ・ラウンド停滞がこれ

を加速しているようである。

さらに、開発途上国の FTA に関し、1971 年に GATT に付加された第四部「貿易及び開発」の条項を援用する傾向にある。第四部は、開発途上国が世界貿易の拡大から取り残されると主張し、特別扱いを求めたのに応じて設けられたもので、関税の無差別適用の例外を、開発途上国だけ向けの特恵関税として認めたものである。これに基づいて、わが国を含む先進各国は、総ての開発途上国に向けて特恵関税制度を設けたが、さらに EU は、これを活用して旧植民地国との間にロメ協定を結び、それらの国に対してのみの特恵関税を設け、先進国と開発途上国間の FTA を含む地域関税協定的なものの先例を示すこととなった。さらに GATT のこの条項を使えば、開発途上国間では GATT24 条に拘ることなく FTA の締結が可能であると解され、MERCOSUR（南米南部共同市場、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ間の協定）、AFTA（ASEAN 各国間の自由貿易協定）等の協定が締結されて行くこととなり、先進国と開発途上国の FTA にも援用されている（開発途上国の自由化率が 90% 以下でも可能）。

当初、わが国の外交・通商関係者も FTA に反対の立場が強く、WTO 中心のマルチ・システム推進派だったが、ドーハ・ラウンドの停滞の中で、世界の潮流に遅れてはならないとの機運が強くなって来た。しかし、FTA という形の関税同盟的なものには抵抗感が強く、その関税的な面を薄くし、貿易円滑化のための諸規則を含めた幅広い経済協力関係を前面に出した EPA を提唱してきている。各国とも、FTA とともに幅広い経済協定を求める傾向にあり、とくに TPP（Trans-Pacific

Partnership、環太平洋連携協定）は WTO の枠組みを超えた交渉事項を設定するなど、その最たるものであった。これに引かれるように、米欧間では TTIP（Trans-Atlantic Trade and Investment Partnership）が、また ASEAN 各国、中国、インド、日本、オーストラリア、ニュージーランドの間では RCEP（地域総合経済連携協定、Regional Comprehensive Economic Partnership）が交渉されている。TPP に関しては、主導者であった米国が抜けたが、枠組みやルールは米国も一旦受け入れを表明したものであり、地域連携協定の枠組みの標準となるものと考えられている。また、これらの交渉中の地域連携協定は、加盟国の一部が重なるように形成されつつあり、第二次大戦のきっかけとなったブロック化とは異なる様相を呈しているようで、WTO を補完して行く方向で展開していく事が期待される。

5. 紛争処理

WTO の重要な任務に紛争処理がある。GATT の時の紛争処理は、その都度に第三者委員会（パネル）を設置し、その裁定を各国の代表で構成される一般理事会で審議することとなっており、当事国の反対があるとコンセンサスとならないため、パネルの設置も裁定の採択もできない状況に陥る傾向にあったため、ウルグアイ・ラウンドでは当事国の反対のみでは阻止できないように改訂された。

WTO では、紛争が提起された場合は、一般理事会が紛争解決機関として任務を遂行することとなっている。紛争解決機関は、小委員会を設置し、小委員会および上級委員会の報告を採択し、裁定および勧告の実施を監視することとなっている。紛争解決機関の決定方式はコンセンサス方式だが、小委員会（パ

ネル)については、設置しないことをコンセンサスで決議しない限り、設置することとなっており、当事国の反対だけでは設置を阻止できないようになっている。また、小委員会の報告に不服があれば、当事国は上級委員会に持ち込むことができる。上級委員会は常設で、7人の委員が置かれ、そのうちの3人で1つの案件を審理することとなっている。また、紛争解決委員会は、上級委員会の報告を、加盟国への送付後30日以内に採択することとなっており、採択しないことをコンセンサスで決定しない限り、採択されることとなっている。これも、不服のある国の反対だけでは阻止できない形にしている。また、こうして採択された報告については、紛争当事国は無条件で受諾しなければならないとされ、その実効性を担保する形となっている。

このように、WTOでは、紛争処理方式がそれまでに比べて格段に整備されたことから、とくに米国のアンチダンピング課税についての案件等これまで敬遠されがちであったものが多数提起されることとなった。上級委員会は、ただでさえ加重となってきたところに加え、不満を持つ米国の反対で、任期切れの委員の補充ができない状況で、現在の委員数は3人となってしまい、ますます報告の作成が遅れる状況となっている。しかも、この3人のうちの1人の任期がこの12月に切れてしまう。したがって、このままでは、WTOの重要な分野の機能が停止するのではないかと懸念されている。

6. WTOの将来

ドーハ・ラウンドの交渉がこう着状態となっている状況の下、各国はFTA、さらには地域連携協定の方向に流れて行く傾向が強

くなっている。WTOの基本原則である関税適用・サービス市場の開放の無差別性に反する方向になるのではと懸念される。また、貿易ルールもWTOルールに反したものとはいわないまでも、それを越えるもの、または地域の事情を反映してそれから外れるものになることが懸念される。他方、WTOでもラウンドのこう着状態が10年を越えた段階で、一部の事項はラウンドと切り離しても良いのではないかとの意見も強くなり、2013年には「貿易円滑化に関する協定」が合意され、2015年には農業輸出補助金の削減も合意された。しかし、そこまでドーハ・ラウンドは再びこう着状況に戻っている。

今後、ドーハ・ラウンドが急激に進むことは期待できないと思われるが、やはり世界の貿易制度の基本はWTOであることは、WTO加盟のすべての国に共通した認識であることは変わっていない。FTAや地域連携協定も、WTOがベースにあってのものだと思われる。したがって、これらの関税やサービスの市場開放措置は、できる限りWTOと整合が取れた形で、特定市場を囲い込んだり、特定国を排除したりすることを避け、WTOを補完し、できるだけオープンな市場を目指して、WTOそのもの、またラウンドを前進させるものとなることが望ましいと思われる。また、その中のルールについても、広く世界で共有できるような方向を取ることが望まれる。その意味で、TPPは範となるものだと思う。TPP協定は、先進国、開発途上国を含む12カ国で合意されたもので、合意後に米国は国内政治が国内産業保護的な方向となったために離脱したが、その策定に主導的な役割を果たし、協定内容そのもの、とくにルールの問題については十分受け入れ可能

なものであったと解される。したがって、今後締結されて行く FTA ないし地域連携協定のルールの部分については、この基準に沿ったものとして行くことによって、ゆくゆくは WTO の中に取り込んで行けるのではないかとと思われる。WTO においても、「貿易円滑化に関する協定」のように、ドーハ・ラウンドと切り離してルールを策定したり、WTO で認められている参加国限定型のルールとしたりする方法もあると思われる。とくに電子商取引等の新しい分野には、その可能性が高いと思われる。

WTO のもう 1 つの重要な機能である紛争処理については懸念が生じている。現在、紛争処理の案件が急増しており、とくに上級委員会での処理が滞っている。最初に付託される小委員会はアドホックなもので、委員の指名も幅広くから求められる。しかし、上級委員会は 7 名の常任委員で構成されることとなっており、現在の常任委員は 3 名で、4 名が補任されずに空席となっている。紛争解決組織としての一般理事会が任命するのだが、これがコンセンサス方式となっているため、一部の国、とくに米国の反対の意向が強く、任命が進まないようである。これが審理停滞の大きな原因となっている。米国はアンチダンピング課税を中心に多くの案件で提訴され、また、上級委員会の裁定結果が一般的な拘束性を持つこととなっているため、「各国の合意を得ることなく勝手にルールが作られる」として、上級委員会の制度に疑義を呈している。しかし、この状況が続くと、この年末（2019 年末）に 1 人の委員の任期が切れるため、委員が 2 名となり、「1 件 3 名の委員で取り組む」としている WTO 紛争処理手続き規則に反することになり、何らかの手を打

たないと WTO の紛争処理機能が停止してしまう可能性がある。WTO が期待されている動的な部分が止まり、ラウンドも停止し、単に取り決めをファイルしているだけの機関になってしまう可能性がある。

以上のような問題を抱えた WTO をどのように改革し、活性化させていくのか、今後の展開が期待される。

おわりに

現在の WTO は、ドーハ・ラウンドの停滞と紛争処理システムの危機という 2 つの問題に直面している。加盟各国は、個別の FTA や EPA に頼る傾向にあるが、やはり、WTO は世界の貿易・投資ルールのアンカーであるという意識に変わりはない。WTO が基盤にあってこそ FTA、EPA であり、各国とも、基本的には、WTO を維持・強化して行くことに異論はないと思われる。しかし、各国の利害が錯綜していることが問題を複雑にしていると思われる。ものとサービスの自由化については、先進国と途上国の利害対立が激しく、当面は動きが取れない状況と思われるが、ルールの分野では一致できることもあり、ドーハ・ラウンドと切り離して合意を求める、ないしは受け入れ可能な国のみで先行発足させて行くことも考えられるのではないかとと思われる。とくに、進展の著しい電子商取引の分野などは早いルール作りが求められる。また、ものとサービスの自由化についても、当面は FTA、EPA に頼っていくこととなるが、より多くの国を巻き込んだ地域協定的なものを目指し、かつ、多くの国の参加に開かれたものとして行き、ゆくゆくは WTO の多国間合意に向かえるような方向となることが望まれる。少なくとも、他の主要競合国を排除す

るための FTA なり、EPA は避けるべきである。また、紛争処理システムについては、まず、米国側の理解を求めて行く努力が必要と思われるが、米国を当事者とししない分野にまで、影響が及んでいる事態を避ける方法を模索できないか検討できないだろうか。たとえば、上級委員会の常任委員が選任できない場合は、上級委員会の案件ごとの担当委員にアドホックな委員を任命できることとする方法

などである。米国は、米国案件に不満ならその案件のアドホック委員の選定をブロックする方法が考えられる。いずれにせよ、紛争処理システムが稼働しなくなった場合、徐々に WTO の機能を損なっていくことが憂慮される。

(前 JAICAF 顧問)



中国の農業政策

池 上 彰 英

はじめに

中国は、1978年の「改革・開放」(経済の市場化改革と対外開放)政策への転換から40年が経過し、1人当たり所得水準では低所得国から上位中所得国まで上昇した。2018年の1人当たり名目GDPは1万米ドル近く、東アジアではすでにタイを抜き、マレーシアに迫る水準にある。

一般に、低所得国は工業化を優先するために、農業に対する財政支出を抑制し、農産物価格を低く抑える傾向がある(いわゆる農業搾取政策)。中国もこの例外ではなく、「改革・開放」前は、人民公社の集団農業制度の下で、低価格による穀物、油糧種子、綿花、肥育豚等の強制供出制度と、都市住民に対する低価格での食料配給制度を実施した。政府による農業投資は、新技術の開発や普及等を除けば

ほとんど行われず、水利開発や圃場整備等の土地改良も、農民による労働投入などの自助努力に委ねられた。そのため、中国の食料生産は長期にわたり低迷し、本格的な食料増産が開始されるのは1980年代前半に各戸請負制が導入されて以降のことである。各戸請負制とは、自然村(日本の集落に相当)が所有する農地を農家に人口割りで平等に配分し、農家による比較的自由的な農業経営を認めたものである(ただし、強制供出制度等の流通・価格面の統制は、その後もしばらく残った)。

中国の「糧食」¹生産量は、各戸請負制の普及(1981～1983年頃)により、1982～1984年の3年間に約8000万t増えて、初めて4億tの大病を超えた(図1参照)。この時期の糧食増産は、主に人民公社の解体と各戸請負制の導入により、農家の生産インセンティブが増したことによるものであり、工業化を優先し、都市住民に対する安価な食料供給を重視する農業政策の基本に変化はない。

本稿では、「改革・開放」後の中国の農業政策動向について、経済発展に伴う農業搾取政策から農業保護政策への転換という枠組みで整理したい。中国が本格的な農業保護に乗り出すのは2002年の第16回党大会以降のことであるが、その後の農業保護政策手法は農家直接支払いを基調としながらも、農産物価格支持を強化する時期もあり、一貫性に欠ける嫌いがある。このあたりの事情については、

IKEGAMI Akihide: Agricultural Policy in China.

¹ 中国の「糧食」(日本では一般に「食糧」と翻訳される)概念は、穀物とマメ類、イモ類(ジャガイモとサツマイモのみ)を含む。イモ類の生産量は、重量5kgを糧食1kgに換算する。糧食に含まれる作物は、中国の伝統的な主食である。現在、トウモロコシの主要な用途は家畜飼料およびデンプン等の加工原料、ダイズのそれは食用油と飼料(ダイズかす)であり、主食とはいえない。その意味では現在、糧食という括りに大きな意味があるとは思えないが、中国の農業統計や農業政策において、糧食の生産量や自給率は相変わらず重要視されている。なお、2018年の糧食生産量のうち、穀物の占める割合は92.7%に達する。

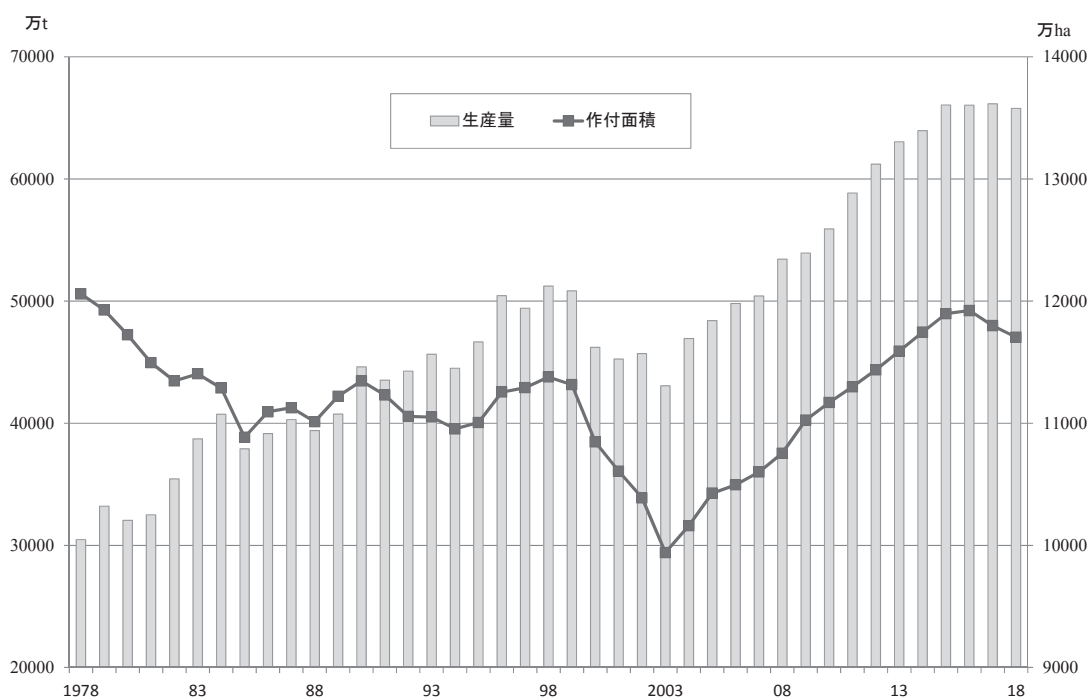


図1 「改革・開放」後の糧食生産動向

出典：『中国統計年鑑』2018年版、『中国統計摘要』2019年版より作成

注：2016年に実施された第三次農業センサスの結果、2007～2016年の農畜産物生産量の統計数字が修正された。本図は修正後の統計数字に基づく。

やや詳しく検討したい。

1. 農業保護政策の端緒

農業と工業との所得格差は、原理的には農業から工業への労働移動が進み、両部門の労働報酬率が均衡することによって解消される。しかしながら、こうした市場メカニズムを通じた農工間所得格差の解消には、順調にいったとしてもきわめて長い時間が必要である。さらに、工業部門が必要とする労働力が若年労働力や技能労働力に限られるという労働市場の特質を考慮すると、相対的に劣弱な中高年労働力の農村滞留はそもそも市場メカニズムによっては解決できないともいえ、こ

こに政策的な農業保護、農民保護の必要性が生まれる。

中国の都市世帯と農家との所得格差は、1980年代半ば以降急速に拡大した（図2参照）が、当初政府がこれに対して財政支出を伴う農業保護的な措置をとることはなかった。1985年に穀物生産量が大幅に減少したことで、1986年以降穀物の市場価格が高騰したが、当時の中国政府は農家からの公定買付価格を実質的に引き下げることで、穀物価格を低く維持する政策をとった。ところが、1990年代後半になると、穀物市場価格の下落に対して公定買付価格を引き上げることで、穀物生産者価格を高く維持しようとする、

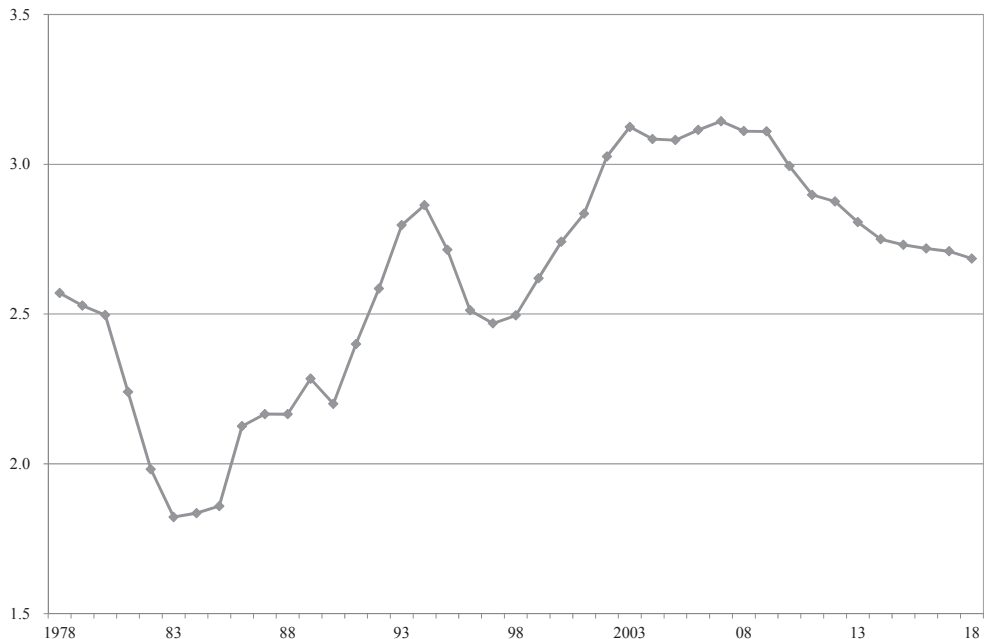


図2 農村住民と都市住民との所得格差

出典：『中国住戸調査年鑑』2018年版、『中国統計摘要』2019年版より作成

注：1) 農村住民の可処分所得を1とするときの、都市住民の可処分所得。

2) 1978～2012年のデータは、2013年以降の調査基準に基づいて過去のデータを読み替えたもの。

1980年代後半とは相反する政策をとるようになった。すなわち、中国の農産物価格政策の基調は、1990年代半ば以降、消費者重視から生産者重視に変わったと考えられる。ちなみに、中国の都市における穀物の低価格配給制度は、1980年代後半以降その重要性を漸次低下させつつあったが、1992、1993年頃（時期は地区によって異なる）完全に撤廃された。図2によれば、1995～1997年の3年間は、一時的に都市世帯と農家との所得格差が縮小している。

しかしながら、1990年代後半の穀物価格支持政策は長くは続かなかった。その最大の要因は、高買付価格がもたらした深刻な穀物過剰であり、それに伴う莫大な糧食管理財政の赤字である。もう1つの重要な要因は、

WTO加盟が実現間近な状況（中国のWTO加盟は2001年12月）において、中国国内の穀物価格が国際価格よりも高くなってしまったことである。中国政府はWTO加盟にあたり、農産物の輸入関税の大幅な引き下げと、穀物など主要農産物への関税割当制の導入を約束していたから、このような価格関係を改善できないと農産物の輸入増大が避けられないことになる。農産物の内外価格差は、WTO加盟後の中国が農業政策を決定する際に常に考慮しなければならない、頭の痛い問題になった。

中国政府は1999年より穀物価格の引き下げに転じるとともに、政府の買付部分を徐々に減らしていき、2001年からは穀物主要消費省において穀物買付を完全に自由化した

(卸売りと小売りはもともと自由なので、買付の自由化は流通と価格の完全な自由化を意味する)。さらに、2004 年からは残された穀物主産省においても穀物買付を完全に自由化した(ただし、価格下落時の最低買付価格制度が新たに導入された)。これらの結果、穀物の内外価格差は2002年には再びほとんどなくなり、2003年には穀物過剰在庫の処理もほとんど終わった。ただし、こうした政策転換の結果、東北三省など穀物主産地の農家所得は軒並み減少を余儀なくされた。全国平均の数字で見ても、1998～2000年の3年連続で農業所得は減少している。図2によれば、1998～2003年にかけて、都市世帯と農家との所得格差は再び大きく拡大している

2. 農業保護政策の本格化

2002年11月の第16回党大会とそれに続く16期1中全会において選出された中国共産党の最高指導部の中心は、胡錦濤総書記と温家宝首相(首相就任は翌2003年3月の全人代)であった。胡温政権は農業問題を非常に重視しており、中国における農業保護の本格化が胡温政権の成立と密接に関係していたことはまちがいない。ただし、上述したように1990年代後半にはすでに端緒的な農業保護の動きが見られたのであり、胡温政権になって急に農業保護的な政策がとられるようになったというよりは、胡温政権の下で農業保護の理念が党内に浸透し、「三農」(農業、農村、農民)領域に対する財政支出の増額を行いやすい環境が整備されたことが重要なのではないかと考えられる。

第16回党大会後の農業保護政策の体系は「多く与え、少なく取り、制限を緩めて活性化する」(「多予、少取、放活」)方針として整

理できる。「多く与え」は農業に対する財政支出の増大を表しており、「少なく取り」は農民負担の軽減、「制限を緩めて活性化する」は規制緩和による農村経済の活性化や、労働、土地など生産要素の流動化促進を意味している。「多く与え、少なく取り、制限を緩めて活性化する」方針が提起された2002年当時は、なお農村税费改革の実施途上にあり、政策の中心は「少なく取り」と「制限を緩めて活性化する」にあったが、2004年頃から「多く与え」のウェートが高まり、2006年の農業税廃止後は、いよいよその傾向が強まった。

農村税费改革というのは、農民が郷鎮政府やその下の村民委員会に納める税金や賦課金(「費用」)などの負担を軽減することを目的に、各種賦課金を廃止し、農民負担を農業税(および同付加税)に一本化しようとする改革のことである。この改革の試験は1998年頃から実施されたが、農民の負担を軽減するためには、上級政府から郷鎮政府等への交付金を増やさなければならないために、当初はあまりうまくいかなかった。胡温政権の誕生により、税费改革実施地区に対する中央財政からの交付金が大幅に増額されたことで、税费改革は2002年に一気に全国に普及した。

農民負担軽減の動きは、2004年以降さらに本格化する。すなわち2004年には中央政府により、5年以内に農業税を撤廃すること、先行的に黒龍江、吉林の2省において農業税を全廃することなどが決定された。そして、2006年1月1日には、1958年成立の「農業税条例」が廃止され、農業税は予定より大幅に早く完全撤廃された。これに並行して、2004年には葉タバコを除く農業特産税の廃止、2005年には牧畜業にかかる牧業税の廃止も実施された。2006年の中共中央・国務院1

号文件では、この3つの措置を合わせて「3つの減免」と称している。中国政府によれば、1998年当時の農民負担総額は全国で約1200億元であったが、これが2003年には884億元、2004年582億元と減少し、2006年にはほぼゼロになった。こうした措置によって減少した郷鎮政府および村民委員会の収入は、大部分中央政府と省、地区（市）級政府からの財政移転によって補填された。

2002年に「多く与え、少なく取り、制限を緩めて活性化する」方針が出されたのちの農業財政支出の増額には、目を見はるものがある。「三農」に対する財政支出の増額は、狭義の農業財政支出にとどまるものではなく、農村地域に対する教育や保健衛生、社会保障への支出など広い範囲に及んだが、ここでは農

家に対する直接的な支出に絞って、紹介したい。

3. 農家に対する直接支払い

農家に対する直接的な財政支出の中心は、2004年から本格的に実施されることになった糧食直接補助金、優良品種補助金、農業機械購入補助金、および2006年に導入された農業生産資材総合直接補助金を含む「4つの補助金」である（農業生産資材総合直接補助金が導入されるまでは、前者3つの補助金を総称して「3つの補助金」と呼んでいた）。表1によれば、「4つの補助金」の導入後、その支出規模は急速に拡大している。

このうち糧食直接補助金は、各省の「糧食リスク基金」から穀物を生産する農家に対し

表1 「4つの補助金」の推移

(単位：億元)

年	合 計	糧食直接 補助金	優良品種 補助金	農業生産 資材総合 直接補助金	農業機械 購入補助金
2004	145	116	29		1
2005	173	132	38		3
2006	310	142	42	120	6
2007	514	151	67	276	20
2008	1,029	151	122	716	40
2009	1,275	151	199	795	130
2010	1,226	151	204	716	155
2011	1,381	151	220	835	175
2012	1,649	151	220	1,078	200
2013	1,701	151	261	1,071	218
2014	1,675	151	215	1,071	238
農業支持保護補助金					
2015	1,684		1,446		238
2016	1,680		1,442		238

出典：池上(2009)、田島(2017)、『中国農業発展報告』2016、2017年版より作成。

注：糧食直接補助金、優良品種補助金、農業生産資材総合直接補助金は、2015年に一部の省で試験的に、また2016年には全国で正式に統合されて農業支持保護補助金となった。

て一定の基準で支払われた。「糧食リスク基金」というのは、中央政府および省級政府が一定の比率で資金を拠出して各省財政に設けた一種の特別会計のようなものであり、各省の糧食需給管理に必要な支出に充てられていた。「糧食リスク基金」は、糧食流通が自由化される以前には、主として政策的な売買逆ざやと糧食保管費用を補填する名目で、国有糧食企業への補助金支出に使われていたが、それを穀物生産農家に対する直接支払いに転用しようというのが、糧食直接補助金の考え方である。なお、糧食直接補助金の具体的な支払い方法は各省で異なっており、農業税課税基準面積当たりあるいは農業税課税基準平年生産量当たりで固定額支払う方法もあるが、穀物作付面積に応じて一定額支払う方法や農家の穀物販売量に応じて一定額支払う方法など、実際の穀物生産量と関連づけられているケースもある。

優良品種補助金は、もともと2002年に中央財政が1億元を支出して、東北三省および内モンゴル自治区において67万haの良質ダイズを普及しようとしたことから始まった。2003年には対象品目に良質専用コムギが加わり、2004年には水稻および専用トウモロコシが、2007年にはさらにワタとナタネが補助金の対象に加えられた。対象品目と対象面積の増大に伴い、補助金額は急速に拡大した。優良品種補助金の実施方法には3種類あった。第1に、優良品種の種子を補助金分だけ安く提供する。第2に、種子の購入は農家が市場価格で行い、あとから補助金を申請する。第3に、農業税課税基準面積または実際の作付面積に応じて一定額の補助金を支払う。第3の方法は、農家が実際に優良品種の種子を購入しているかどうかには関係がな

く、一種の直接所得補償になっている。

農業機械購入補助金は、穀物主産地等の農業県において、農家がトラクタやコンバインなどの大型農業機械を購入する際に補助金を付ける政策である。この補助金は1998年に開始されていたが、2004年時点でも補助金額は7000万元と他の補助金に比べて小規模であった。しかしながら、その後の補助金額の伸び率は最も高く、現在の中国農村における農業機械化の重要性を物語っている。

最後に、農業生産資材総合直接補助金は、2006年に中国国内の石油価格が引き上げられ、それに伴い農業用ディーゼル油や化学肥料、農業用ビニールなどの価格が上昇したことの補償措置として導入され、2008年に石油の国際価格が暴騰した際に大幅に増額された。しかしながら、その後石油の国際価格が下落したにもかかわらず、2009年の補助金額は増額されており、この補助金が一種の直接所得補償に転化したことを示している。農業生産資材総合直接補助金は、実際のディーゼル油や化学肥料の購入量とは全く関係なく、面積に応じて直接農家に支払われる。

以上見てきたように、「4つの補助金」は農業機械購入補助金を除くと、いずれも農家に対する直接所得補償としての性格が強い。2004年以降、「4つの補助金」のほかにも、農家に直接支払われるタイプの農業補助金が多数導入された。

4. 農産物価格支持政策の強化と見直し

2000年代後半の中国においては、農産物価格の上昇(図3参照)、農業増産(図1参照)、農業所得の増加、および農産物輸入の増大といった現象が、同時並行的に進行した。このうち農産物輸入の増大は、国内農産物価格が

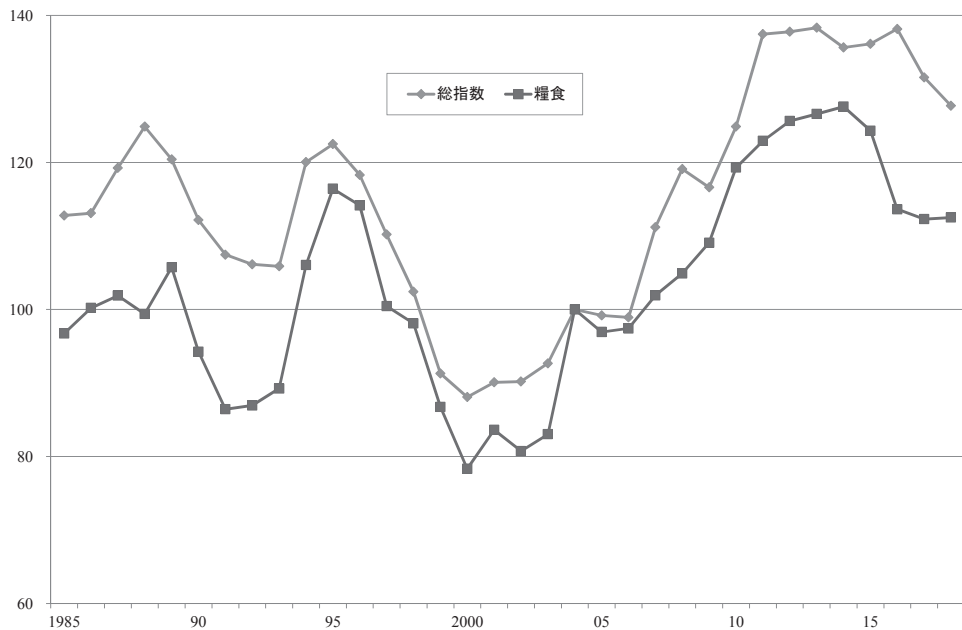


図3 農産物の実質生産者価格指数 (2004年=100)

出典：『中国農産品価格調査年鑑』2018年版、『中国統計年鑑』2018年版、『中国統計摘要』2019年版より作成。

注：1) 生産者価格指数を農村消費者物価指数でデフレートして求めた。

2) 2018年の糧食はマメ類とイモ類を含まない。

輸入価格を上回るようになったのが原因であり、自由貿易体制下において輸入の増大を防ごうとするのであれば、国内農産物価格の上昇に歯止めをかける以外の方法は存在しない。

中国の農産物価格は、基本的には市場メカニズムにより決定されているが、2013年当時、主産地のコメとコムギに最低買付価格（「最低收購価」）制度、同じく主産地のトウモロコシ、ダイズ、ナタネ、綿花、砂糖に臨時買付保管（「臨時收儲」）制度があり、いずれも政府が最低支持価格による買付を行っていた。

このうち、コメの最低買付価格制度は2004年度、コムギのそれは2006年度に導入され、市場価格が播種期前に公示された最低

買付価格より低下すると、政府の代理人である中国備蓄食糧管理総公司（「中国儲備糧管理総公司」）等の国有企業が、農家や産地仲買人から最低買付価格による無制限買付を行う。表2に示したように、コメとコムギの最低買付価格は2007年度まで固定されていたが、2008年度から2014年度までは毎年引き上げられた。その結果、当初価格安定政策としての性格が強かった制度が、徐々に価格支持政策としての性格を強めていった。トウモロコシの臨時買付保管制度は2007年度、ダイズとナタネのそれは2008年度に導入された。これらの農作物の臨時買付保管制度は、播種後収穫前または収穫後の市場動向をみながら事後的に買付価格が提示される点で最低買付価格制度とは異なるが、実施主体が中国備蓄

食糧管理総公司等である点や、価格支持政策としての性格を強めていった点では共通している。

綿花の臨時買付保管制度は2011年度、砂糖のそれは2011/12年度（2011年10月に開始される年度）に導入された。ただし、綿花は綿繰り企業からの原綿（繰り綿）の買付、砂糖は製糖企業からの買付であり、直接農家からワタやサトウキビなどの原料農産物を買付けするわけではない。中国のワタやサトウ

キビの生産費は海外に比べてはるかに高いため、国内原料を加工した原綿や砂糖の価格も輸入品に比べて著しく高い。そのため、2010年頃から綿花（原綿）や砂糖の輸入が急増すると、国内の綿繰り企業や製糖企業は深刻な経営危機（製品販売難）に見舞われた。そこで、政府がこれらの企業から繰り綿や砂糖を大量に買い付けて備蓄にまわすことで、国内繰り綿産業や製糖産業を保護するとともに、間接的に原料生産農家をも保護しようとしたので

表2 穀物・油糧種子の政策買付価格

（単位：元/kg、2004年=100）

年度	最低買付価格					臨時買付保管価格			農村消費者物価指数
	インディカ稲		ジャボニカ稲	白コムギ	紅コムギ 混合コムギ	トウモロコシ	ダイズ	ナタネ	
	早稲	中晩稲							
2004	1.40	1.44	1.50						100
2005	1.40	1.44	1.50						102
2006	1.40	1.44	1.50	1.44	1.38				104
2007	1.40	1.44	1.50	1.44	1.38	1.40			109
2008	1.54	1.58	1.64	1.54	1.44	1.50	3.70	4.40	116
2009	1.80	1.84	1.90	1.74	1.66	1.50	3.74	3.70	116
2010	1.86	1.94	2.10	1.80	1.72	1.80	3.80	3.90	120
2011	2.04	2.14	2.56	1.90	1.86	1.98	4.00	4.60	127
2012	2.40	2.50	2.80		2.04	2.12	4.60	5.00	130
2013	2.64	2.70	3.00		2.24	2.24	4.60	5.10	134
2014	2.70	2.76	3.10		2.36	2.24	廃止	5.10	136
2015	2.70	2.76	3.10		2.36	2.00		廃止	138
2016	2.66	2.76	3.10		2.36	廃止			141
2017	2.60	2.72	3.00		2.36				143
2018	2.40	2.52	2.60		2.30				146
2019	2.40	2.52	2.60		2.24				

出典：池上（2017）、国家糧食和物資儲備局（旧国家糧食局）ウェブサイトより作成。農村消費者物価指数は『中国統計年鑑』2018年版、『中国統計摘要』2019年版による。

注：1）白コムギと紅コムギ・混合コムギの買付価格は、2012年度より一本化された。

2）2014年度までのトウモロコシの買付価格は吉林省のもの。内モンゴル自治区と遼寧省ではこれより0.02元高く、黒龍江省ではこれより0.02元低かった。2015年度より4省・自治区の価格は一本化された。

3）ダイズは2014年度より目標価格（不足払い）方式に移行。2014～2016年度の目標価格は4.80元。2017年度より定額補填方式に移行。

4）トウモロコシは2016年度より定額補填方式に移行。

ある。

2014 年中央 1 号文件 は、以上のうちダイズおよび綿花について、2014 年度から臨時買付保管制度を廃止し、目標価格制度および目標価格と市場価格との差を補填する不足払い制度を導入することを公表した。この政策転換の目的は、農産物の価格形成を市場に任せ、農家に対する所得補償を農産物価格形成システムと切り離すことにあった。

ダイズと綿花の臨時買付保管価格は、輸入価格よりはるかに高かった。そのため、ダイズの場合、搾油企業が価格の安い輸入ダイズを原料として購入する一方、国産ダイズは中国備蓄食糧管理総公司等の国有企業に集まり、買入コストの高い不良在庫を形成した。綿花の不良在庫（中国備蓄綿花管理総公司）の状況は、より深刻であった。進退きわまった中国政府は、2014 年度に臨時買付保管制度を廃止して、目標価格制度および不足払い制度を導入することにしたのである。新しい制度の下では、実際の取引価格は市場で決定されるから、安価な海外産品が大量に輸入される状況においては、国内生産者価格は輸入価格にサヤ寄せして、下落することが予想された。そのため、予め生産費、国内需給バランス、国際価格等を総合的に勘案した目標価格を定めておき、市場価格との差を事後的に補填（不足払い）することで、農家の所得を補償するとともに、国内生産の衰退を防ごうとしたのである。

2014 年には中央政府による砂糖の臨時買付保管制度も廃止され、製糖企業の自主的な砂糖備蓄に対して利子補填を行う政策が導入された。次いで 2015 年には、ナタネの臨時買付保管制度が廃止された。

トウモロコシの臨時買付保管価格は、2014

年度には据え置かれ、2015 年度には大幅に引き下げられた。こうした流れの延長線上で、2016 年中央 1 号文件は同年よりトウモロコシの流通制度の抜本的な改革を行うことを公表した。すなわち、「市場で価格を決定し、価格と補助金を分離する」原則に基づき、臨時買付保管価格を廃止し、価格決定を市場に委ねる一方、トウモロコシ生産者に対する直接支払制度を導入するというのである。こうした制度改革の内容は、綿花やダイズに導入された目標価格制度および不足払い制度と似ているが、トウモロコシについては目標価格を設定せず、面積当たりで固定額の補助金を支払うという点が異なっている（ダイズも 2017 年度から定額補填方式に移行）。

この政策変更の公表後、トウモロコシの市場価格は大幅に下落した。トウモロコシの主な用途は、飼料原料およびデンプン、異性化糖、アルコール等の工業原料であり、品質よりも価格が重視されるうえに、トウモロコシより価格の安いコウリャン、オオムギ（飼料原料）、キャッサバ（飼料およびデンプンの原料）などの代替作物も存在する。そのため、飼料会社やトウモロコシ加工会社は、臨時買付保管制度の下で価格の高騰した国産トウモロコシを使いたがらず、輸入のトウモロコシやコウリャン、オオムギなどの需要が増大していた。臨時買付保管制度の廃止によるトウモロコシ市場価格の下落は、中国国内のトウモロコシ関連産業の国産トウモロコシに対する需要を回復させ、トウモロコシおよび代替作物の輸入量は減少した。

以上のように、2014 年以降、主要農産物の価格支持政策の全面的な見直しが行われているが、コメとコムギの最低買付価格制度は現在も堅持されている。ただし、インディカ

早稲の最低買付価格は2016～2018年度に、インディカ中晩稲とジャポニカ稲のそれも2017年度と2018年度に切り下げられた。コムギの最低買付価格は2018年度と2019年度に切り下げられている。

2019年7月現在、米麦の内外価格差は二次関税率（65％）の範囲内に収まっている。一次関税率（1％）が適用される関税割当数量はコメ（精米）532万t（中短粒種と長粒種が266万tずつ）、コムギ963.6万tと、国内生産（消費）規模と比べて、それほど大きいものではない。現在の輸入制度と内外価格差を前提にするならば、関税割当数量の上限までの輸入増大は甘受するが、それ以上の輸入増大は絶対に阻止するというのが、中国政府にとって合理的かつ実現可能な穀物貿易戦略となろう。

これまでに臨時買付保管制度が廃止された農産物は、もともと貿易が自由化されており、低関税率（ダイズ3％、ナタネ9％）で自由に輸入できる農産物、もしくは関税割当制が実施されているが、内外価格差が二次関税率の水準を上まわってしまった農産物（綿花、砂糖）、関税割当制を実施しており、内外価格差も二次関税率の範囲内に収まっているが、代替作物（オオムギ、コウリャン、キャッサバ等）の貿易が自由化されている農産物（トウモロコシ）に限られる。これらの農産物において過度な価格支持政策を行うと、海外からの当該農産物もしくは代替農産物の輸入が増大し、高価格な国産品は政府部門の不良在庫化することは避けられない。したがって、これらの農産物については、早急に価格支持政策を廃止し、国内価格を自由化することで、輸入の増大を阻止するとともに、別途農家に対する直接支払い等の保護措置を講ずること

で、生産を振興もしくは維持する必要があったと考えられる。

これに対して、コメとコムギの場合、内外価格差が二次関税率の範囲内に収まっているうえに、代替的な輸入作物も存在しないので、最低買付価格水準をこれ以上切り上げさえしなければ、必ずしも慌てて最低買付価格制度を廃止する必要性は存在しない。最低買付価格を据え置く（もしくは徐々に切り下げる）ことで、最低買付価格制度が本来の価格安定政策としての性格を回復すれば、主食としての重要性に鑑み、最低買付価格制度を積極的に維持するという選択も十分に考えられる。

ところで、中国政府はなぜ2008～2014年度の7年連続で米麦の最低買付価格を引き上げたのであろうか。トウモロコシの臨時買付保管価格も2010～2013年度の4年連続で大幅に引き上げられている。当時、これらの穀物の国内供給が不足していたとは考えにくく、むしろ余っていたはずである。それにもかかわらず、政府買付価格を大きく引き上げたことで、内外価格差が拡大し、大量の輸入が起こったのである。もちろん、農産物価格を引き上げることで農家所得を増やそうとしたという解釈も可能であるが、自由貿易体制の下で国内農産物価格支持を行えば、当該農産物の輸入増大という副作用が生じることには、容易に想像がついたのではなかろうか。まして、2004年以降、農産物価格に影響を与えない直接支払いという農業保護手法を活用していたにもかかわらず、あえて価格支持を強化したのはなぜか、今でも疑問が残るところである。

おわりに

2016年5月に、財政部と農業部が連名で

発表した「農業“3つの補助金”改革工作の全面的な推進に関する通知」により、糧食直接補助金、優良品種補助金、農業生産資材総合直接補助金の3つが「農業支持保護補助金」として統合されることが正式に公表された。

2015年までの3つの補助金は、事実上農家に対する直接所得補償となっており、請負農地の面積当たりで一律に支払われていた。一部の地域では、実際に耕作しているかどうかも顧みられず、耕作放棄地等にも無条件で支払われていたようである。これに対して、農業支持保護補助金は、政策目標を明確に①耕地の地力維持と、②糧食適正規模経営の育成に置き、各省の判断で予算を両者に割り振ることにした。そのうえで、耕地の地力維持のための予算については、耕作放棄地等を除く請負面積ないし糧食作付面積当たりで一律に補助金を支払うが、糧食適正規模経営育成の予算は対象を糧食大規模経営、家庭農場、農民合作社、農業社会化サービス組織（機械作業受託組織など）等の新型農業経営主体に限るとしている。

これまで、経営規模や経営内容を問わず、ばらまきの使用されてきた中国の直接補助金を、規模拡大や経営の効率化に対象を絞り、選別的に使用しようとするものとして興味深い。

参考文献

- 池上彰英 2009. 農業問題の転換と農業保護政策の展開．中国農村改革と農業産業化．アジア経済研究所．pp.27-61.
- 池上彰英 2012. 中国の食糧流通システム．御茶の水書房．
- 池上彰英 2014. 中国の家族農業．国際農林業協力，37(3)：28-34.
- 池上彰英 2017. 「転換点」後の農業問題．WTO体制下の中国農業・農村問題．Pp.25-66.
- 田島俊雄 2017. 農業財政の構造と農家直接支払い．WTO体制下の中国農業・農村問題．pp.67-105.

(明治大学農学部 教授)

JAICAF 会員制度のご案内

当協会は、開発途上国などに対する農林業協力の効果的な推進に役立てるため、海外農林業協力に関する資料・情報収集、調査・研究および関係機関への協力・支援等を行う機関です。本協会の趣旨にご賛同いただける個人、法人の入会をお待ちしております。

1. 会員へは、当協会刊行の資料を区分に応じてお送り致します。
会員また、本協会所蔵資料の利用等ができます。
2. 会員区分と会費の額は以下の通りです。

賛助会員の区分	会費の額・1口
正会員	50,000 円／年
法人賛助会員	10,000 円／年
個人賛助会員	7,000 円／年

※ 刊行物の海外発送をご希望の場合は一律 3,000 円増し（年間）となります。

3. サービス内容
会員向け配布刊行物
『国際農林業協力』（年 4 回）
『世界の農林水産』（年 4 回）
その他刊行物（報告書等）（不定期）

ほか、
JAICAF および FAO 寄託図書館での各種サービス
シンポジウム・セミナーや会員優先の勉強会開催などのご案内

※ 一部刊行物は当協会ウェブサイトにて全文または概要を掲載します。
なお、これらの条件は予告なしに変更になることがあります。

◎ 個人で入会を希望される方は、裏面「入会申込書」をご利用下さい。

送付先住所：〒107-0052 東京都港区赤坂 8-10-39 赤坂 KSA ビル 3F

Eメールでも受け付けています。

E-mail : member@jaicaf.or.jp

◎ 法人でのご入会の際は上記 E-mail アドレスへご連絡下さい。

折り返し手続をご連絡させていただきます。不明な点も遠慮なくおたずね下さい。

年 月 日

個人賛助会員入会申込書

公益社団法人 国際農林業協働協会

会長 松 原 英 治 殿

〒
住 所

T E L

ふり がな
氏 名

印

公益社団法人 国際農林業協働協会の個人賛助会員として 年より入会
したいので申し込みます。

個人賛助会員 (7,000 円／年)

- (注) 1. 海外発送をご希望の場合は、一律 3,000 円増しとなります。
2. 銀行振込は次の「公益社団法人 国際農林業協働協会」普通預金口座に
お願いいたします。
3. ご入会される時は、必ず本申込書をご提出願います。

みずほ銀行東京営業部	No. 1803822
三井住友銀行東京公務部	No. 5969
郵便振替	00130 - 3 - 740735

「国際農林業協力」誌編集委員（五十音順）

安 藤 和 哉	（一般社団法人海外林業コンサルタント協会 総務部長）
池 上 彰 英	（明治大学農学部 教授）
板 垣 啓四郎	（東京農業大学国際食料情報学部 教授）
勝 俣 誠	（明治学院大学 名誉教授）
狩 野 良 昭	（元独立行政法人国際協力機構農村開発部 課題アドバイザー）
西 牧 隆 壯	（公益社団法人国際農林業協働協会 顧問）
原 田 幸 治	（一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会 技術参与）
藤 家 梓	（元千葉県農業総合研究センター センター長）

国際農林業協力 Vol. 42 No. 1 通巻第 193 号

発行月日 令和元年 7 月 31 日

発行所 公益社団法人 国際農林業協働協会

発行責任者 専務理事 藤岡典夫

編集責任者 技術参与 小林裕三

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目10番39号 赤坂KSAビル 3F

TEL (03)5772-7880 FAX (03)5772-7680

ウェブサイト www.jaicaf.or.jp

印刷所 株式会社誠文堂

International Cooperation of Agriculture and Forestry

Vol. 42, No.1

Contents

Food Security and Family Farming - KIZUNA with the Youth.

BOLIKO, Mbuli Charles

United Nations Decade of Family Farming 2019-2028

Family Farming and International Cooperation in Africa.

KATSUMATA Makoto

Awareness and Diverse Choices in Farming Business of Small Scale Horticultural
Farmers - Experiences in SHEP Approach Based Extension Activities in Kenya -.

SEO Taku

Women's Activity and Livelihood Strategies in Islamic Rural Areas.

TAKAGI Shigeru

Current Stage and Future of the WTO.

AZUMA Hisao

Agricultural Policy in China.

IKEGAMI Akihide